

はじめに

このたび、魚津市では、魚津市環境基本条例に基づき、環境行政上の最上位計画となる「魚津市環境基本計画」を策定いたしました。

近年、温室効果ガス等による地球温暖化が進み、気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）においてパリ協定が採択される等、環境問題の解決に向けた国際的な取組みに注目が集まっています。また、国内においても、生物多様性国家戦略の策定、水循環基本法の成立等、環境の保全に向けた動きが顕著になってきています。



魚津市においても、海岸から標高約2,400m以上の山岳地帯に至るまで、直線距離でわずか約25kmしかない大変急峻な地形の中で、水の循環が一つの市域内で行われるという世界的にも稀な特徴を「魚津の水循環」と呼び、PRするとともにその保全に努めています。

この水循環の保全のために、森林の保全や廃棄物の適正処理、公害防止対策等を推進することは、水循環の保全だけではなく、生物の多様性の保全や快適な住環境の創出、温室効果ガスの削減にもつながっていきます。

この環境基本計画では、「目標とする環境像」として、「魚津の水循環」をイメージした「水が旅するまち 魚津」を掲げており、また、その達成に必要な分野別の目標として、「水と緑の保全と活用」「快適な生活環境の保全と向上」「地球温暖化防止対策・循環型社会の構築」「市民協働による環境保全・創造」の4つに取り組むことにしています。これらの目標達成に向け、関係団体、事業者、市民、滞在者の皆さんと協働し、同時に関係団体等の皆さんの自発的な、またはお互いに連携した環境保全活動を促進することにより、健全な水循環を保全し、より多くの人々にうるおいや活力を与えられるような環境の創造を目指してまいります。

最後に、この計画の策定にあたり、貴重なご意見やご提言をいただきました魚津市環境審議会委員の皆様、魚津市環境市民会議の皆様をはじめ、アンケートなどを通じてご協力をいただきました、たくさんの団体・市民の皆様には厚くお礼を申し上げます。

平成28年3月

魚津市長 澤崎 義敬

目 次

第1章 計画の基本的な考え方

1 計画策定の目的と背景	1
(1) 計画策定の趣旨	1
(2) 魚津市の現況	1
2 環境に関する国内外の動向	4
3 計画の位置付け	8
4 計画の期間	8
5 計画の対象項目	8

第2章 目標とする環境像と分野別目標

1 目標とする環境像	9
2 分野別目標	10
3 施策の体系図	11

第3章 施策の展開

分野別目標1 水と緑の保全と活用	12
施策1-1 水循環の保全	12
施策1-2 生態系等の保全	15
分野別目標2 快適な生活環境の保全と向上	18
施策2-1 公害防止対策の推進	18
施策2-2 快適な住環境の整備	21
分野別目標3 地球温暖化防止対策・循環型社会の構築	24
施策3-1 温室効果ガス削減対策	24
施策3-2 廃棄物の適正処理・3R活動の推進	26
分野別目標4 市民協働による環境保全・創造	28
施策4-1 市民主体の環境まちづくりの推進	28

第4章 計画の推進と進行管理

資料編

・環境基本計画策定経過	34
・魚津市環境基本条例	35
・環境用語集	42

1 計画の基本的な考え方

1 計画策定の目的と背景

(1) 計画策定の趣旨

魚津市では、環境の保全や創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、現在及び将来の市民の安全で健康で文化的な生活を確保することを目的に、平成22年(2010)3月に魚津市環境基本条例^{*}を制定しました。

この条例の前文では、「私たちは、共通の財産である快適で恵み豊かな環境を確保し、そのもたらす恵沢を将来にわたり享受できるように、次の世代に引き継いでいく責務を有する。今こそ環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の実現に向け、すべての者の公平な役割分担の下に自主的かつ積極的に環境の保全及び創造に関する行動を行わなければならない。」と謳っています。

「魚津市環境基本計画」は、この前文と条例第3条に定める「基本理念」にのっとり、市、事業者、市民、滞在者がそれぞれの責務を果たしながら、環境の保全や創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な計画として、策定するものです。

(2) 魚津市の現況

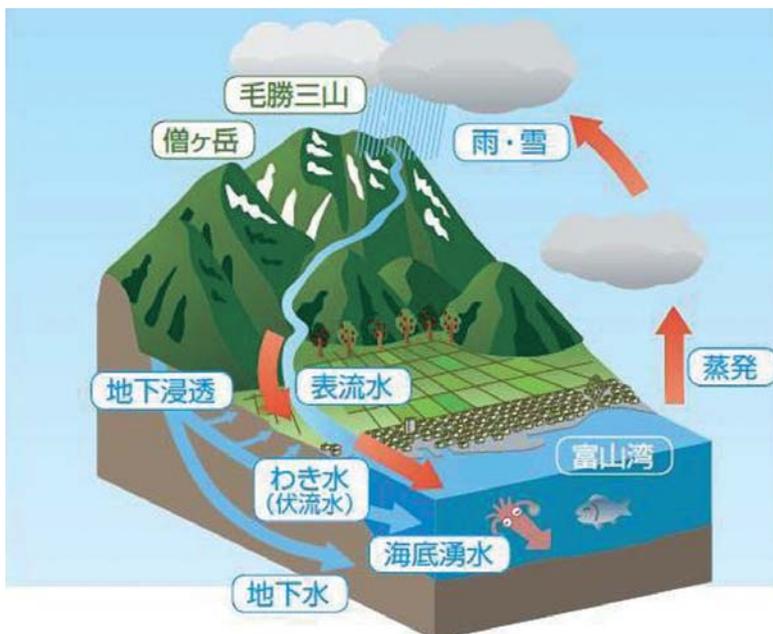
①魚津市の豊かな自然の保全

山岳地帯等に降り注いだ雨や雪等の水は、河川水や地下水、海底湧水となって、海に流れ込み、海面から蒸発し、再び雨や雪となり山岳地帯等に降り注ぐという形で循環しています。魚津市は、市内だけでこの水循環^{*}が完結する世界的にも稀な特徴があり、全国に先駆けて、この「魚津の水循環^{*}」の保全に取り組んできました。

平成26年(2014)9月には、魚津市域のこうした特徴を含む「立山黒部ジオパーク^{*}」が、日本ジオパーク^{*}に認定されました。また、

同年10月には、蜃気楼や、海底湧水により約2,000年前のスギの原生林が腐食せずに現存している埋没林等を魅力として、「世界で最も美しい湾クラブ^{*}」への富山湾の加盟が決定する等、魚津市の豊かな自然に関心が高まっています。

また、「魚津の水循環」が育む自然の恩恵として、水源となっている森林をはじめ、農地、海、池沼・河川等の水面を含めたその周辺地域である水辺地等、多様な自然環境があり、多様な生物が生息しています。このような生物の多様性の保全や持続可能な利用のための取組みの指針となる生物多様性うおづ戦略^{*}を平成26年3月に策定しました。



「魚津の水循環」のイメージ



生物多様性うおづ戦略
「魚津の将来像」

②公害の発生防止に向けた取組み

企業活動やその伸展により、大気、水、土壌その他の環境の自然的構成要素の悪化や、騒音、振動等の公害が発生するおそれがあります。また、廃棄物の焼却による大気汚染・悪臭、生活排水*等による水質汚濁、近隣の住人による騒音等、日常生活に起因した近隣公害も発生しています。

こうした典型7公害*(大気汚染、水質汚濁、騒音、悪臭、振動、土壌汚染、地盤沈下)による苦情は、平成

25年度(2013)に一度減少しましたが、平成26年度(2014)には37件と平成24年度(2012)に近い値に戻っており、その年度により、大きく増減しています。

典型7公害の苦情件数

(件数)

年度	大気汚染	水質汚濁	騒音	振動	悪臭	土壌汚染	地盤沈下	計
H22	5	14	7	0	3	0	0	29
H23	9	14	3	0	3	0	0	29
H24	6	15	6	0	12	0	0	39
H25	4	15	3	0	3	0	0	25
H26	9	13	9	0	5	1	0	37

資料：環境安全課

魚津市では、魚津市公害防止条例*の制定、個々の事業者との公害防止協定*の締結や各種公害関係調査等により公害に対し監視の目を光らせています。また、近隣公害についても、市民

に発生防止を呼び掛けることで、市民の健康の保護、生活環境の保全、適正な自然環境の保全を図っています。

③快適な住環境の保全と創造

近年、空き家や空き地が適正に管理されないケースが増えています。これにより、放置すると危険な空き家や、雑草・害虫に関する苦情が増えており、典型7公害以外の苦情の大多数を占めています。この傾向は、全国的にも見られ、国では空家対策特別措置法*を制定しました。これに基づき、市でも平成27年(2015)9月に魚津市空家等対策の推進に関する条例*を制定し、空き家に対する市や市民等の役割を明確にするとともに、放置すると危険または衛生上有害な空き家を特定空家*に認定した上で、所有者等に対し改善勧告・命令を出すことや、市による改善措置の代執行が可能になりました。

典型7公害以外の苦情件数 (件数)

年度	空き家	雑草	害虫	不法投棄	その他	計
H22	7	8	9	13	7	44
H23	2	13	10	15	8	48
H24	9	14	6	9	8	46
H25	6	22	3	4	12	47
H26	9	24	8	3	12	56

資料：環境安全課

また、土砂崩れや河川の氾濫といった災害や中山間地域*での鳥

獣による被害等も発生しており、市民の生活環境が脅かされています。これに加えて、平成27年(2015)3月の北陸新幹線の開業や、国道8号入善黒部バイパスの開通等により、交通の利便性が向上したことで、土地の利用形態が変化し、環境に影響を与えることも予想されます。

快適な住環境を保全しながら、身近な水辺や公園等の緑地、きれいな街並みや歴史的景観等、地域の個性を活かしたうるおいと安らぎのある快適環境の保全と創造を推進していく必要があります。

④地球にやさしい社会の構築

近年の大量生産、大量消費を伴う社会経済活動や生活様式の変化により、大量の資源やエネルギーが消費されるようになり、二酸化炭素*等温室効果ガスの排出が増大し、地球温暖化*が進行しています。このような状況に対し、魚津市役所では地球温暖化防止魚津市役所実行計画やグリーン購入調達*方針等を策定する等、率先した取組みを進めるとともに、市民や事業者グリーンカーテン*の設置を推奨する等、省エネルギーや二酸化炭素の排出削減に取り組んでいます。



グリーンカーテン

(2015魚津市グリーンカーテンコンテスト家庭部門
最優秀賞受賞作品(魚津市川原地内))

また、私たちの日々の活動により、大量の廃棄物が排出されており、環境への負荷が増大し

ています。魚津市では、平成25年(2013)6月に第7期魚津市容器包装廃棄物分別収集計画*を策定し、ごみの排出抑制や容器包装廃棄物のリサイクル活動を基本とした地域社会づくりを

推進するとともに、市民や事業者が3R活動^{*}(リデュース^{*}(減らす)、リユース^{*}(繰り返し使う)、リサイクル^{*}(再資源化する))に積極的に取り組むことができる環境整備を行うことで、環境への負荷が低減される社会の構築を推進しています。

⑤市民が主役の環境まちづくり

平成23年(2011)9月に魚津市自治基本条例^{*}が制定され、市民と市が情報を共有し、市民参画と協働による取組みを通じ、市民が主体となった自治の実現を目指しています。

環境分野においても、環境基本条例により、市は、事業者、市民、民間団体と連携しながら、事業者等が自発的に行う環境の保全及び創造に関する活動を促進するとともに、必要な情報を提供することが求められています。

その一環として、市環境保健衛生協会や市連合婦人会等との連携による環境フェスティバルの開催や各種団体の環境保全活動への支援、地下水の水位や水質に関する情報等市内の環境に関する情報のホームページ等での提供等を行い、民間団体等が自発的な活動に取り組みやすい環境の整備を推進しています。



鴨川一斉清掃

2 環境に関する国内外の動向

(1) 生物多様性国家戦略^{*}2012-2020の策定と水循環基本法^{*}の成立

近年の人間の活動による生物の生息地の破壊や乱獲等のために、地球上の生物の多様性は、急速に失われつつあります。このような状況を受け、平成24年(2012)に、生物多様性^{*}の保全と持続可能な利用に関する基本的な計画として、生物多様性国家戦略2012-2020が策定され、生物多様性の保全に向けた取組みが推進されています。

また、近年、気候変動に伴って山・川・海・大気を巡る水循環に変化が生じてきており、渇水や洪水、水質汚濁、生態系^{*}への影響等の様々な問題が顕著になってきています。これに伴い、国では水循環に関する施策についての基本理念を定め、国、地方公共団体、事業者及び国民の責務を明らかにするとともに、毎年8月1日を「水の日」と定めた水循環基本法を平成26年(2014)4月に制定しています。翌年の7月には、この法律に基づき、水循環基本計画^{*}が策定されており、水循環に対する施策の周知や実施に向けた取組みが推進されることになります。

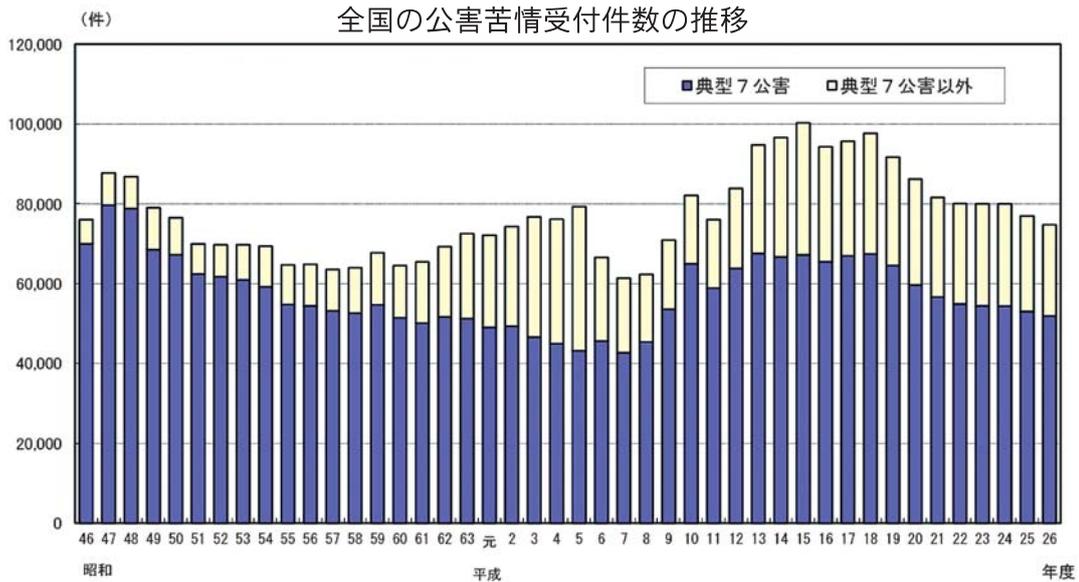


生物多様性国家戦略2012-2020
パンフレット
出典：環境省生物多様性
ウェブサイト

(2) 公害の苦情件数の変化

総務省の行政委員会である公害等調整委員会がまとめた平成26年度公害苦情調査によると、公害の苦情件数の総数は、8年連続減少しています。典型7公害の苦情件数では、騒音が増加傾向で、大気汚染を抜き最も多くなり、この2つの苦情だけで、全体の3割を超えています。

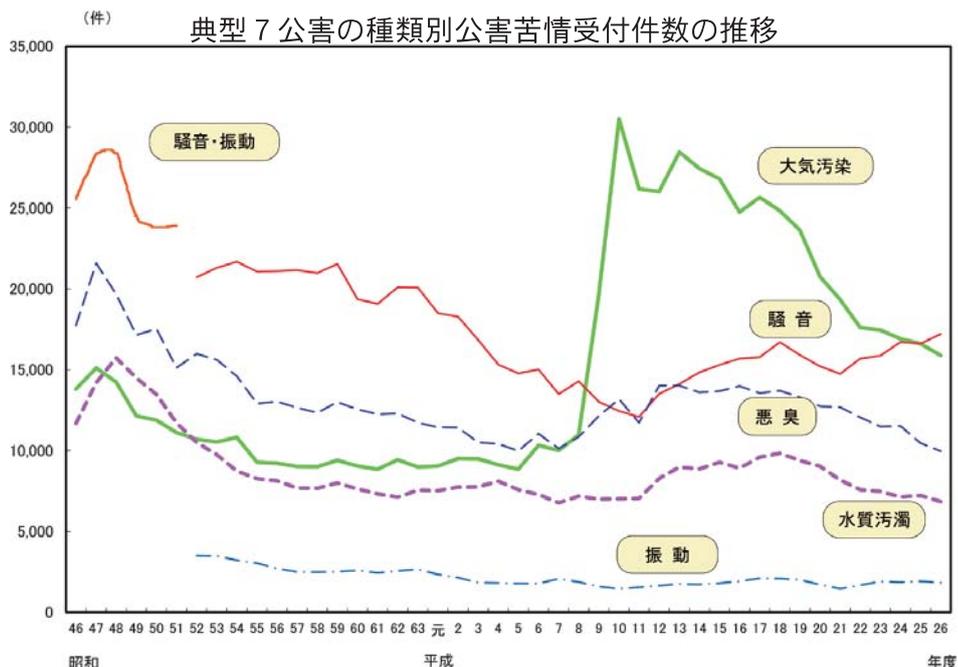
減少傾向の大気汚染ですが、近年では、非常に小さく肺の奥深くまで入ることにより呼吸器や循環器系への影響が心配されるPM2.5*（微小粒子状物質）の越境大気汚染や、光化学スモッグ*の原因となる光化学オキシダント*の生成に影響を与える大気汚染物質の流入が注目されており、国際的な対応が求められています。



注1) 平成6年度から調査方法を変更したため、件数は不連続となっている。

注2) 平成22年度の調査結果には、東日本大震災の影響により報告の得られなかった地域(青森、岩手県、宮城県及び福島県内の一部市町村)の苦情件数が含まれていない。

出典：総務省ホームページ
http://www.soumu.go.jp/main_content/000387057.pdf



注1) 「土壌汚染」及び「地盤沈下」は苦情件数が少ないため、表示していない。

注2) 「騒音」と「振動」は、昭和51年度以前の調査においては、「騒音・振動」としてとらえていた。

注3) 平成6年度から調査方法を変更したため、件数は不連続となっている。

注4) 平成22年度の調査結果には、東日本大震災の影響により報告の得られなかった地域(青森、岩手県、宮城県及び福島県内の一部市町村)の苦情件数が含まれていない。

出典：総務省ホームページ
http://www.soumu.go.jp/main_content/000387057.pdf

(3) 気候変動枠組条約第21回締約国会議*(COP21)の開催とパリ協定*の採択

平成27年(2015)11月に、国際的な地球温暖化対策について話し合う気候変動枠組条約第21回締約国会議(COP21)がパリで開催され、パリ協定が採択されました。

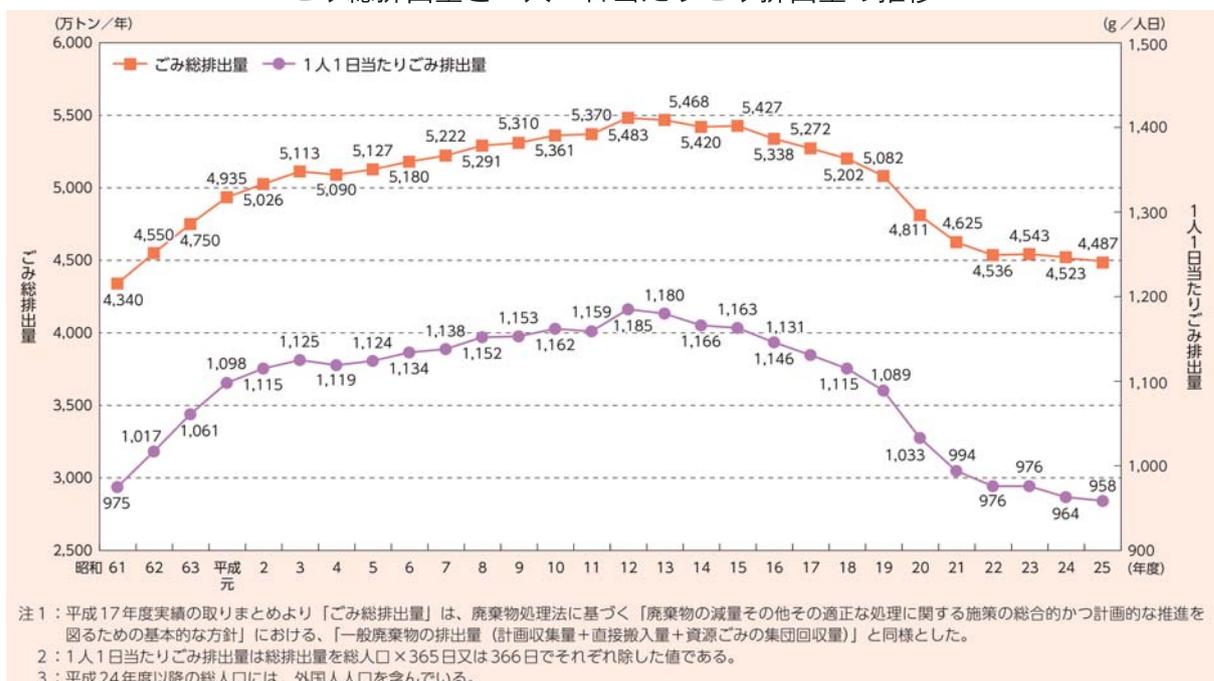
この協定には、気温上昇を産業革命前に比べて2度に抑えるよう努力すること、世界全体の温室効果ガスの排出量をできるだけ早く減少に転じさせ、今世紀後半には実質的にゼロにするよう削減に取り組むこと等が盛り込まれています。この協定は、京都議定書以来18年ぶりの国際的枠組みであり、途上国を含むすべての国が協調して削減に取り組む初めての枠組みとして、国際的な地球温暖化対策の伸展が期待されています。

(4) 第3次循環型社会形成推進基本計画*と第4次エネルギー基本計画*の策定

平成25年(2013)5月に、第3次循環型社会形成推進基本計画が策定されました。これに基づき、リターナブルびんの利用推進等、2R(リデュース(減らす)、リユース(繰り返し使う))の取組みがより進む社会経済システムの構築や、使用済み製品からの有用金属の回収や使用済製品を原料とし同じ製品を製造する水平リサイクル*等の高度なりサイクルの推進による循環型社会*の形成を目指しています。

また、平成26年(2014)4月に第4次エネルギー基本計画が策定され、水利権手続の簡素化・円滑化が図られた小水力発電*の積極的な導入の拡大や、非常用電源として利用可能で自家消費に適している太陽光発電*への取組み支援等により、比較的小規模で様々な地域に分散した再生可能エネルギーを用いる分散型エネルギーシステムの構築を図っています。

ごみ総排出量と1人1日当たりごみ排出量の推移



出典：環境省ホームページ
http://www.env.go.jp/policy/hakusyo/h27/pdf/2_3.pdf

(5) 持続可能な社会*の実現に向けた取組み

平成24年(2012)4月に、国の第4次環境基本計画*が策定されました。その中では、人の健康や生態系への危険が減少し、低炭素社会*、循環型社会、自然共生社会が統合的に実現され、健全で恵み豊かな環境が、地球規模から身近な地域にわたって保全される社会を、目指すべき持続可能な社会であると位置づけています。

この持続可能な社会を実現させるためには、その担い手の育成が必要となっています。

この第4次基本計画の策定に先立ち、平成23年(2011)6月に国連が推進する持続可能な開発のための教育*(Education for Sustainable

Development 通称ESD)の実施計画が改訂され、新しい学習指導要領に基づいたESDの実践や、学校教育を活用したESDの推進等が盛り込まれました。また同時に、国民一人ひと

りの環境保全に対する意識や意欲を高めることを目的とし、これまでの環境教育推進法が環境教育等促進法*に全面改正され、これにより、環境行政への民間団体の参加や協働による取組みが推進されることになり、環境保全活動や環境教育、幅広い実践的な人材づくりやその活用が進められています。

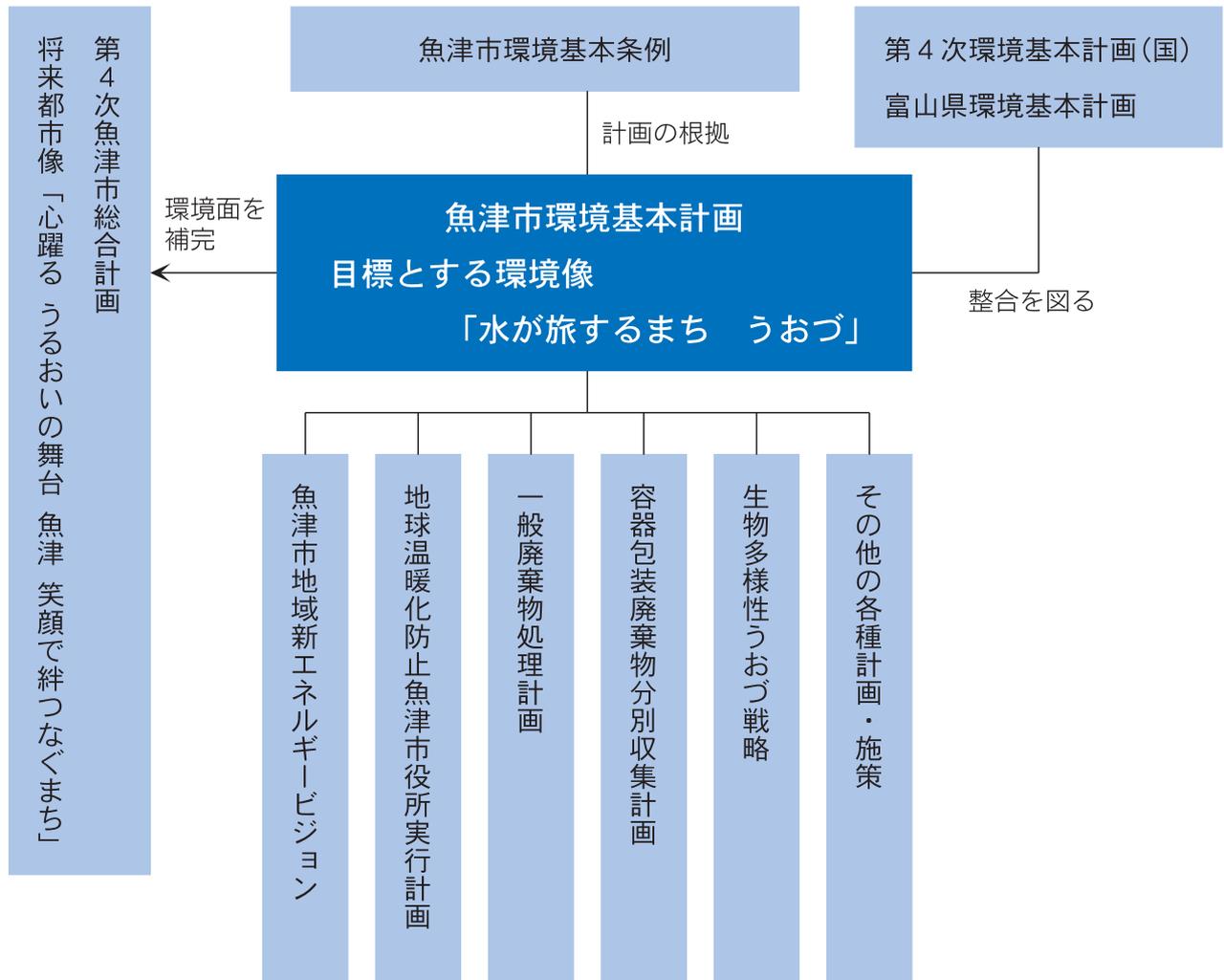
ESDの概念図



出典：文部科学省ホームページ
http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo3/gijiroku/_icsFiles/afieldfile/2014/12/18/1354110_4_1.pdf

3 計画の位置付け

この計画は、魚津市環境基本条例を根拠とし、国や県の環境基本計画とも整合を図るとともに、上位計画である第4次魚津市総合計画の環境面を補完する役割を担う計画として、魚津市環境行政上の最上位の計画となります。



4 計画の期間

計画期間は、平成28年度(2016)から平成32年度(2020)までの5年間とします。ただし、計画策定後に社会経済情勢や環境状況が大きく変化した場合には、計画の実効性を高めるため、必要に応じて計画の見直しを行います。

5 計画の対象項目

この計画が対象とする項目は、日常生活から地球レベルまで幅広く捉えるものとし、魚津市環境基本条例の基本方針等に掲げる5つの分野において、以下に示すものとしします。

(1) 自然環境

水循環、水源、水資源、山岳、森林、農地、河川、海、水辺地、生物多様性、生態系、野生生物 等

(2) 生活環境

大気、水質、土壌、騒音、振動、悪臭、下水道 等

(3) 快適環境

身近な水や緑、景観、歴史的・文化的資源 等

(4) 地球環境・循環型社会

資源やエネルギーの循環的な利用、廃棄物の適正処理、地球温暖化防止、再生可能エネルギー、交通施設 等

(5) 市民協働

環境保全活動、環境美化活動、緑化活動、再生資源回収活動、環境教育、環境学習 等

2 目標とする環境像と分野別目標

1 目標とする環境像

「目標とする環境像」とは、この計画の実施により実現を目指す、未来を見据えた目標です。市では、平成23年(2011)3月に第4次魚津市総合計画を策定しており、本市が目指す将来都市像として“心躍る うるおいの舞台 魚津 笑顔で絆つなぐまち”を掲げています。

本計画においても、本市の産業や経済の発展を図りながら、環境の保全や創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、総合計画の将来都市像を環境面から実現することを目指し、次の環境像を定めます。

目標とする環境像

「水が旅するまち うおづ」

山から海、海から山へと市域の中で水循環が完結している、世界的にも稀な地形を持つ魚津市。水は、雨や雪、水蒸気と形を変えながら、川や地下水、湧水として、山・森・里・海等、市域の様々な場所を旅します。水は旅をしながら、森林や農作物、山から海までの多様な生物を育てます。また、水道水や工業用水、発電等にも利活用されるとともに、水辺や海辺のある風景を作り出し、人々の心にうるおいを与えます。

こうした水の循環が健全に行われている状態は、まさに環境の保全が図られている姿であるといえます。逆に、水が少なくなったり、枯渇したり、廃棄物等で汚染されたりすることで、循環が阻害されることは、魚津市の環境が悪化し、人々の心からうるおいが無くなることを意味します。

この環境基本計画では、健全な水循環を保全し、より多くの人々にうるおいや活力を与えられるような状態を「目標とする環境像」とし、市で様々な施策を行うとともに、関係団体、事業者、市民、滞在者が自発的に、またお互いに連携しながら、環境保全活動に取り組むことによって、この達成を目指します。

2 分野別目標

「目標とする環境像」を実現するために、対象項目ごとに目標を掲げます。ただし、5つの対象項目のうち「生活環境」と「快適環境」は関連する部分が多いことから1つの分野に統合することとして、次の4つの目標を設定します。

分野別目標 1 水と緑の保全と活用(自然環境)

本市の特徴である水循環、豊富で良質な水資源やこれらの保全に重要な役割を果たす森林を将来にわたり保全・活用します。また、野生動植物の保護や生態系の保全を進め、生物多様性を確保しながら、自然の恵みや資源を利活用し、自然との共生を目指します。

分野別目標 2 快適な生活環境の保全と向上(生活環境、快適環境)

大気、水、土壌等への環境負荷*の低減や都市化による騒音等の防止等を推進し、衛生的で健康・快適に暮らせる生活環境の保全と向上を目指します。また、身近な水辺や緑地等憩いの場所を確保・創造し、うるおいある快適環境を創造します。

分野別目標 3 地球温暖化防止対策・循環型社会の構築(地球環境・循環型社会)

省エネルギー化、温室効果ガスの排出抑制、適量生産・適量消費・最少廃棄型の事業活動やライフスタイルの普及を推進し、環境負荷を低減するとともに、環境と経済の調和を図りながら、持続的な経済社会の発展と快適な暮らしを確保します。

分野別目標 4 市民協働による環境保全・創造(市民協働)

あらゆる世代への環境に関する情報発信、学習機会の提供等により、環境意識の向上を図るとともに、持続可能な社会を将来につないでいくために必要な人材を育成します。また、市民や様々な団体等が連携・協力し、主体的に環境活動に取り組む「環境まちづくり」を目指します。

3 施策の体系図

目標とする環境像	分野別目標	施策	基本事業
水が旅するまち うおづ	1. 水と緑の保全と活用 (自然環境)	1-1 水循環の保全	1 水資源の保全と涵養
			2 森林環境の整備と保全
			3 水循環教育等の推進
			4 水循環プロモーションの推進
			5 水資源の活用と産業展開
		1-2 生態系等の保全	1 生物多様性の保全
	2 自然公園等の適正管理と活用		
	3 自然環境保全活動の推進		
	4 人と野生生物との共生		
	5 自然とのふれあいの機会の創出と自然環境教育の推進		
	6 森林環境の整備と保全(再掲)		
	2. 快適な生活環境の 保全と向上 (生活環境・快適環境)	2-1 公害防止対策の推進	1 地下水や河川の水質の保全
			2 大気汚染の監視や騒音測定
			3 事務所等の公害等に関する監視や指導の推進
			4 公害の防止・改善対策や意識啓発の推進
		2-2 快適な住環境の整備	1 環境衛生対策の推進
			2 水辺や緑地などうるおい環境の創造
			3 良好な景観の保全
			4 中山間地域の環境の保全
	3. 地球温暖化防止対策 ・循環型社会の構築 (地球環境・循環型社会)	3-1 温室効果ガス削減対策	1 省エネルギー対策の普及啓発と取り組みの実践
2 事業所等での省エネルギー推進			
3 再生可能性エネルギーの導入推進			
4 公共交通の利用促進			
5 森林環境の整備と保全(再掲)			
3-2 廃棄物の適正処理 ・3R活動の推進		1 廃棄物の適正処理と不法投棄の防止	
		2 廃棄物集積場の整備と分別の徹底	
		3 廃棄物の減量化	
		4 3R活動の推進	
		4. 市民協働による 環境保全・創造 (市民協働)	4-1 市民主体の 環境まちづくりの推進
2 主体的な環境美化・保全活動の促進			
3 人材の育成や様々な活動主体の連携協力の推進			
4 市民一人ひとりのエコライフの実践			

3 施策の展開

分野別目標 1 水と緑の保全と活用

施策 1-1 水循環の保全

この施策が実施されると…

- ・山から海までの水循環が保全され、安全でおいしい水が、将来にわたって安定的に供給されます。
- ・自然林*の保全や人工林*の育成により、森林が健全に保全されることで、森林のもつ保水能力等の多面的機能が維持・増進し、清冽で豊富な水が育まれます。
- ・「魚津の水循環」のことを理解している市民が増えるとともに、県内外の人の認知も広がります。
- ・水や水循環が産業に活かされるようになります。

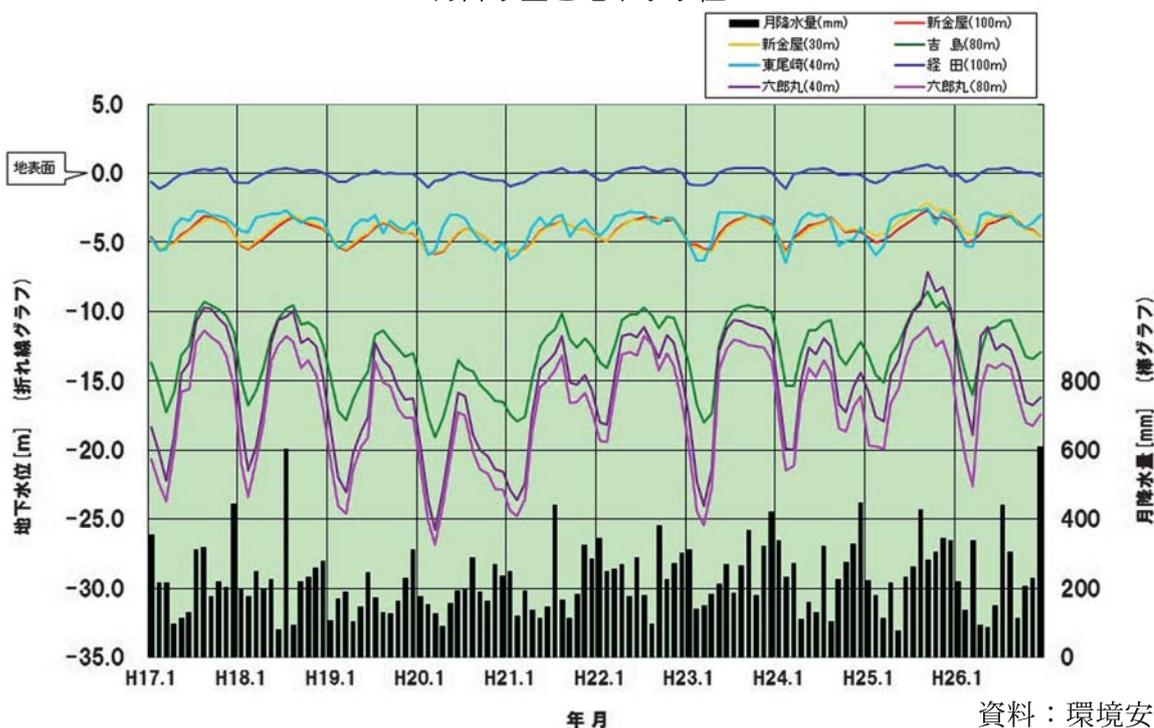
1. 現状と課題

一連の水循環が市内で完結している特有の自然環境があります。この水循環の中で、雨や雪、河川水は、森や美味しい農作物を育て、地下水は、上質な水道水や工業用水として利用され、その一部は海底湧水となり、海産物に栄養を与えています。

しかし、こうした水資源は無限ではなく、気候の変動や、地下水を利用した融雪装置の稼働状況等によって、その量は変化します。場合によっては、水位の回復の遅れも想定され、水循環が阻害される懸念があります。

そのため、水資源の涵養や保水能力のある森林の保全等により、水資源を保全し、同時に、水循環の調査研究等を実施していくことにより、健全な水循環の保全を図る必要があります。また、「魚津の水循環」について、市民をはじめ広く県内外にも周知するとともに、良好な水資源の産業面等での利活用を推進していく必要があります。

月降水量と地下水水位



2. 課題を解決するために実施する基本事業等

(1) 実施する基本事業と主な事業

基本事業 1 水資源の保全と涵養 ● ●

<事業内容>

限りある水資源の状況を把握するとともに、地下水の涵養を行い、その保全に取り組みます。

<主な事業>

- 地下水涵養*事業
- 水循環共同研究事業
- 市内井戸水の水位測定



地下水涵養事業
(平沢地区)

基本事業 2 森林環境の整備と保全 ● ●

<事業内容>

植樹や間伐、枝打ち、病虫害の防除等適正管理により森林を育成、保全します。

<主な事業>

- 水と緑の森づくり事業
- 間伐促進事業
- 森林病虫害等防除事業
- 藻場再生事業
- 魚津の木利用促進事業
- 森林整備事業



森林の間伐作業

基本事業 3 水環境教育等の推進 ● ●

<事業内容>

「魚津の水循環」を知り、学び、体感できる事業を行い、「魚津の水循環」や環境保全に関する知識と理解を持つ市民や県内外の人を増やします。

<主な事業>

- 水の学び舎事業



水の学び舎事業

基本事業4 水循環プロモーションの推進 ●●

<事業内容>

「魚津の水循環」に関する広報や情報発信、展示等を推進するとともに、水循環のまちとして県内外へPRし、市のイメージアップにもつなげます。

<主な事業>

水循環プロモーション事業



水循環解説コーナー
(埋没林博物館)

基本事業5 水資源の活用と産業展開 ●●

<事業内容>

水資源のマネジメントに努め、食品等水資源に直接関わる産業はもとより、間接的に関わる産業でも利活用を図ります。

<主な事業>

魚津三太郎プロジェクト

魚津のうまい水事業

水道管理運営事業



魚津駅前のうまい水 (左) と
ペットボトル「うづのうまい水」

(2) 施策実施にあたっての目標

成果指標名	単位	現状値 (H26)	目標値 (H32)
里山*整備面積	ha	1 4 2	1 5 0
地下水涵養事業 実施面積	ha	2. 6	5. 0
水循環が保全されている と思う市民の割合	%	5 2. 0	8 0. 0

(3) 事業者・市民・滞在者の役割

- ・地下水や水道水を大切に使います。
- ・植樹や間伐、枝打ち等森林を守る活動に参加します。
- ・「魚津の水循環」について学び、豊かな水の恵みについて情報発信します。
- ・自然体験活動に参加し、森・川・海等に親しみながら、「魚津の水循環」の保全・活用に努めます。

施策 1-2 生態系等の保全

この施策が実施されると…

- ・多様な生物が生息している生態系が保全され、きれいな空気や水、緑等の様々な恩恵を受けることができます。
- ・生態系の保全に配慮された、豊かな自然を体感できる機会や自然に親しむ場が整備されます。
- ・野生生物との共生が進んでいます。

1. 現状と課題

豊かな自然に恵まれ、多種多様な動植物が生息・生育しています。この生物多様性を保全するための指針となる生物多様性うおづ戦略を平成26年(2014)3月に策定しました。これに基づき、市内に生息している哺乳類、鳥類、昆虫類等に関する調査を推進していくとともに、自然観察会等を通じて、生物多様性に関する情報を市民等に提供していく必要があります。

一方で、鳥獣による被害の発生や土地開発の拡大や経済活動の影響により、生態系に変化が見受けられます。鳥獣を適正に管理し、里山、奥山*の豊かな自然環境を守り、森林の保全等、生態系のバランスを保つための取組みを行いながら、市民や訪れた人々が自然を体感し、親しむ機会を増やしていく必要があります。

2. 課題を解決するために実施する基本事業等

(1) 実施する基本事業と主な事業

基本事業1 生物多様性の保全 ●●

<事業内容>

様々な生物の生息等の調査を実施しながら、保護が求められる生物やその生息環境等の保全、外来生物*への対応等、生物多様性の保全を推進します。

<主な事業>

- 生物多様性うおづ戦略推進事業
- 市史自然編纂自然調査事業
- 埋没林博物館植生等調査研究事業
- 藻場再生事業(再掲)



自然観察会
(生物多様性うおづ戦略推進事業)

基本事業2 自然公園等の適正管理と活用 ●●

<事業内容>

自然公園の豊かな環境を保全するとともに、素晴らしい自然景観等を広く市内外へPRし、その活用を図ります。

<主な事業>

- 僧ヶ岳県立自然公園整備事業
- 県立・県定公園施設維持管理事業



僧ヶ岳県立自然公園

基本事業3 自然環境保全活動の推進 ●●

<事業内容>

自然環境巡視活動を行うとともに、関係団体等が実施する保全活動等を支援していきます。

<主な事業>

- 洞杉指定文化財推進事業
- 池の尻自然環境保全地域巡視事業
- 環境保全活動推進事業



洞杉

基本事業4 人と野生生物との共生 ●●

<事業内容>

鳥獣を適正に保護管理し、地域住民等と連携しながら棲み分けを図ります。

<主な事業>

- 鳥獣適正管理事業
- 鳥獣被害対策事業



鳥獣から作物を守る電気柵

基本事業5 自然とのふれあいの機会の創出と自然環境教育の推進 ●●

<事業内容>

魚津の自然を体感できるツアーやイベント等を実施することで、子どもから大人までの幅広い世代が、自然環境の現状や課題を学習できるようにし、その保全意識を高めます。

<主な事業>

- 埋没林博物館教室事業
- 里山林オーナー事業
- 片貝山ノ守キャンプ場管理運営事業
- 生物多様性うおづセミナー
- 市史自然編纂事業
- 水の学び舎事業(再掲)



片貝山ノ守キャンプ場の利用

基本事業 6 森林環境の整備と保全(再掲)

<事業内容>

植樹や間伐、枝打ち、病害虫の防除等により森林を育成、保全します。

<主な事業>

水と緑の森づくり事業(再掲)

間伐促進事業(再掲)

森林病害虫等防除事業(再掲)

藻場再生事業(再掲)

魚津の木利用促進事業(再掲)

森林整備事業(再掲)

(2) 施策実施にあたっての目標

成果指標名	単位	現状値 (H26)	目標値 (H32)
年間生物調査回数	回	40	50
片貝山ノ守キャンプ場利用者数	人	10,868	15,000
里山整備面積(再掲)	ha	142	150
豊かな自然環境が保全されていると思う市民の割合	%	42.9	65.0
自然を体感し満喫することができると感じている市民の割合	%	28.3	35.0

(3) 事業者・市民・滞在者の役割

- ・ 外来生物を持ち込みません。
- ・ 希少動植物の保護に努めます。
- ・ 生物多様性に触れ、きれいな空気や水、緑等生態系からの恵みを体感し、自ら情報発信します。
- ・ 水、緑、生物多様性を守る活動に参加し、協力します。

分野別目標 2 快適な生活環境の保全と向上

施策 2-1 公害防止対策の推進

この施策が実施されると…

- ・良好な地下水や河川水が保全されます。
- ・公害のない安全で快適な生活環境が保たれます。

1. 現状と課題

一度、公害が発生すると人の健康や生活環境に悪影響を及ぼします。

事業者による公害の発生件数は、法規制や環境施策の推進により全般的に改善傾向にあります。環境測定を継続的に実施し、その情報を公表、周知する必要があります。

一方で、廃棄物の不法焼却による大気汚染や悪臭、生活排水等による水質汚濁、近隣騒音等日常生活に起因した近隣公害が発生しています。下水道への接続や合併処理浄化槽の設置を積極的に促進していくとともに、市民一人ひとりが身近な環境に対する意識を高めていく必要があります。

2. 課題を解決するために実施する基本事業等

(1) 実施する基本事業と主な事業

基本事業 1 地下水や河川の水質の保全 ●●

<事業内容>

地下水や河川の水質を監視しながら、下水道への接続や合併処理浄化槽の設置を促進していくことで、地下水等の水質を保全します。

<主な事業>

河川水質検査

最終処分場跡の排水

及び周縁地下水検査

東山地区周辺地下水水質調査

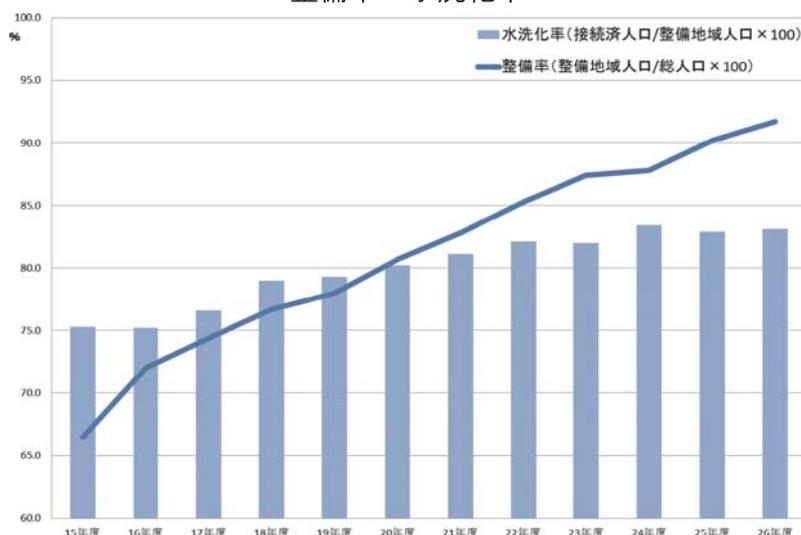
市内井戸水の水質検査

下水道整備事業

浄化槽設置整備助成事業

水洗化促進事業

公共・特環下水道、農業集落排水施設 整備率・水洗化率



資料：下水道課

基本事業2 大気汚染の監視や騒音測定

<事業内容>

光化学オキシダントやPM2.5等による大気の汚染を監視し、基準を超える恐れがある場合には、必要な対応等を市民に知らせます。また、自動車騒音や新幹線騒音の測定結果を注視し、快適な環境の保全に活かします。

<主な事業>

- 光化学オキシダント・PM2.5緊急伝達訓練
- 自動車騒音監視業務
- 環境騒音調査業務
- 新幹線騒音測定業務



騒音の測定

環境騒音調査測定結果

※網掛けは基準を超えているもの

No.	路線名	測定地点	都市計画用途地域	車線数	等価騒音レベル Leq											
					昼間					夜間						
					基準	H22	H23	H24	H25	H26	基準	H22	H23	H24	H25	H26
1	県道 沓掛魚津線	魚津市吉島945 魚津高校	第二種中高層住宅専用地域	2	60	52	53	54	53	54	55	50	50	48	50	50
2	市道 本新11号線	魚津市本新531 北越アセチレン	工業地域	1	60	53	52	52	47	57	50	47	47	46	44	47
3	主要地方道 魚津生地入善線	魚津市諏訪町14-23 魚商會館	準工業地域	2	70	60	59	59	66	60	65	52	48	53	57	54
4	県道 堀江魚津線	魚津市上口1-3-20 上口保育園	第一種住居地域	2	70	61	63	67	66	65	65	57	59	59	62	63
5	県道 富山滑川魚津線	魚津市大光寺61-1 魚津清掃公社	準工業地域	2	70	68	68	71	68	70	65	64	65	67	66	68
6	国道8号線	魚津市大光寺373-2 つくし学園	その他	2	70	61	58	59	57	60	65	60	57	60	58	58
7	県道 坪野本町線	魚津市友道212 西部中学校	近隣商業地域	2	65	-	-	62	63	65	60	48	49	56	50	56
8	市道 社会福祉事務所線	魚津市本江1397 新川厚生センター	第一種中高層住宅専用地域	1	55	46	53	44	41	42	45	39	42	42	37	36
9	県道 石垣魚津インター線	魚津市本江新町6-1 本江酒造	近隣商業地域	2	65	61	63	62	63	63	60	54	53	47	49	56
10	市道 文化町中央線	魚津市文化町3-1 魚津S.C跡地	商業地域	1	60	43	45	47	40	45	50	46	41	43	37	44
11	国道8号線	魚津市川原61 川原公民館	その他	2	-	52	48	52	42	47	-	48	48	51	49	51
12	国道8号線	魚津市吉野1263-2 上中島小学校	その他	2	-	50	49	51	53	53	-	46	49	48	47	50
13	北陸自動車道	魚津市観音堂とみ里団地	その他	4	70	53	54	56	56	53	65	54	49	52	52	51
14	北陸自動車道	魚津市升田地内	その他	4	70	47	49	47	47	50	65	51	52	54	54	52
15	北陸自動車道	魚津市六郎丸地内 六郎丸市営住宅	その他	4	70	50	50	53	53	50	65	53	49	51	51	50
16	北陸自動車道	魚津市蛇田地内	その他	4	70	54	55	57	57	56	65	55	53	53	53	54

資料：環境安全課

基本事業3 事業所等の公害等に関する監視や指導の推進

<事業内容>

事業所等からの排水やその周辺の井戸水の検査を定期的に行うとともに、法律や条例に定められた特定施設*等を届出により把握し、必要に応じて、詳細な調査や設置者への指導を行います。

<主な事業>

- 工場排水検査
- ゴルフ場周辺飲用井戸水検査
- 特定施設届出受理事務

基本事業 4 公害の防止・改善対策や意識啓発の推進 ●●●

<事業内容>

公害防止に向け、各種情報を提供するとともに、公害への対策マニュアルを周知し、活用できるようにすることで、公害への意識啓発を進めます。

<主な事業>

- 公害防止啓発事業



油流出事故防止リーフレット

(2) 施策実施にあたっての目標

成果指標名	単位	現状値 (H26)	目標値 (H32)
典型7公害の苦情受付件数	件	37	30
水洗化率*	%	83.1	88.0
河川の水質の調査の結果が環境基準*を達成している割合	%	98.0	100.0

(3) 事業者・市民・滞在者の役割

- ・農薬や除草剤を適正に使用します。
- ・油の流出事故が発生しないよう管理します。
- ・下水道へ積極的に接続します。
- ・下水道未整備地域では、合併処理浄化槽*を設置し、適正に管理します。
- ・野外でゴミ等を燃やしません。
- ・近距離の移動は車の使用を控えるとともに、エコドライブ*や低公害車*の導入に努めます。
- ・事業者は、低騒音型、低振動型建設機械*や排出ガス対策型建設機械を使用するよう努めます。
- ・事業者は、公害が発生しないよう必要な対策を講じます。
- ・市民は、環境への負荷が低くなるようにし、近隣の迷惑にならないように、騒音・振動、排水等に配慮します。

施策 2-2 快適な住環境の整備

この施策が実施されると…

- ・衛生的で過ごしやすい住環境が創出されます。
- ・空き家が減少し、良好な住宅街が保全されます。
- ・身近に水辺や緑地があり、生活にうるおいが保たれます。
- ・街並みや歴史的景観が適正に保全されます。
- ・鳥獣被害が減り、農村が活性化します。
- ・中山間地域の環境が保全されます。

1. 現状と課題

空き家や空き地の増加に伴い、雑草の繁茂や害虫の繁殖等、近隣住民の衛生環境を悪化させており、その保全が求められています。

また、北陸新幹線の開業や国道8号入善黒部バイパスの開通等により、土地の利用形態が変わることが予想されます。水辺や緑地のある環境を創造するとともに、きれいな街並みや歴史的景観を保護・保全する必要があります。

中山間地域では、耕作放棄地の増加に伴う鳥獣被害等により、快適な住環境が脅かされています。耕作放棄地復元が都市部の水害の防止にもつながるため、中山間地域の生活環境の保全が特に重要になっています。



国道8号入善黒部バイパス開通式



開業した北陸新幹線

2. 課題を解決するために実施する基本事業等

(1) 実施する基本事業と主な事業

基本事業1 環境衛生対策の推進 ●●

<事業内容>

空き家・空き地情報バンクの活用や魚津市空家等対策の推進に関する条例の運用等による空き家や空き地の適正管理等、住環境の衛生対策を推進します。

＜主な事業＞

- 空き家対策支援事業
- し尿収集事業
- 衛生害虫駆除事業
- 公衆浴場衛生設備改善補助事業
- 動物愛護の推進
- 水洗化促進事業(再掲)
- 下水道整備事業(再掲)
- 浄化槽設置整備助成事業(再掲)

基本事業 2 水辺や緑地等うるおい環境の創造 ● ●

＜事業内容＞

川辺や海辺の環境美化等を進めるとともに、総合公園や都市公園等市街地の更なる緑化を図ります。

＜主な事業＞

- 総合公園等維持管理事業
- 都市公園等維持管理事業
- 花と緑の銀行・緑化推進事業
- 環境衛生推進事業
- 公園里親制度*事業



花と緑の銀行・緑化推進事業

基本事業 3 良好な景観の保全 ● ●

＜事業内容＞

きれいな街並みや歴史的景観の保全に努めます。

＜主な事業＞

- 屋外広告物許可及び啓発事業
- 文化財保存・管理事業

基本事業 4 中山間地域の環境の保全 ● ●

＜事業内容＞

耕作放棄地の復元や、鳥獣被害対策を実施することにより、中山間地域の環境を保全します。

＜主な事業＞

- 元気な中山間地域づくり支援事業
- 耕作放棄地復元事業
- 鳥獣被害対策事業（再掲）



耕作放棄地復元事業

(2) 施策実施にあたっての目標

成果指標名	単位	現状値 (H26)	目標値 (H32)
空き家や空き地の苦情 受付件数	件	4 6	4 5
空き家・空き地情報バン ク利用者累計	人	3 9	8 0
耕作放棄地面積	ha	6. 9	5. 0
野生鳥獣による農作物 被害額	千円	4, 8 6 0	4, 1 1 6
公園里親制度登録数	箇所	2 3	3 0

(3) 事業者・市民・滞在者の役割

- ・ 空き家、空き地の管理を適切に行います。
- ・ 市民は、倒壊のおそれや衛生上有害になるおそれがある空き家、著しく景観を損なっている空き家を発見したら、市に情報提供するよう努めます。
- ・ 空き家・空き地情報バンクを活用します。
- ・ 市民は、犬等のペットを飼う場合には、マナーを守り周囲に迷惑をかけないように配慮します。
- ・ 清掃活動等により、水辺の保全に努めます。
- ・ 身近な公園、自宅・事業所周辺の緑化に努めます。
- ・ 地域住民が協力し合い、衛生的で美しい街並みを保ちます。
- ・ 市民は、市の歴史や伝統文化、文化財に関心をもち、将来に伝えていきます。
- ・ 鳥獣被害対策に進んで取り組みます。

分野別目標 3 地球温暖化防止対策・循環型社会の構築

施策 3-1 温室効果ガス削減対策

この施策が実施されると…

- ・省エネルギーへの積極的な取組みの推進や、再生可能エネルギーへの転換、森林のもつ二酸化炭素の吸収等により、温室効果ガスが削減され、地球温暖化の防止につながります。

1. 現状と課題

人為的な活動により排出される二酸化炭素等温室効果ガスに起因する地球温暖化は、自然環境から人間社会にまで、幅広く影響を及ぼしています。この二酸化炭素の排出は、エネルギー需要に大きく左右される面があります。二酸化炭素削減のため、水力や太陽光等を活かした再生可能エネルギーへの転換や省エネルギーの取組みを促進する必要があります。

2. 課題を解決するために実施する基本事業等

(1) 実施する基本事業と主な事業

基本事業 1 省エネルギー対策の普及啓発と取組みの実践 ●●

<事業内容>

省エネルギーにつながる事業を普及・啓発するとともに、その実践を促進します。

<主な事業>

- 環境フェスティバルの開催
- 環境家計簿*の取組みの推進
- グリーンカーテンの取組みの推進
- 防犯灯・街路灯等のLED*化の推進
- とやま環境チャレンジ10*の推進



環境フェスティバル

基本事業 2 事業所等での省エネルギー推進 ●●

<事業内容>

省エネルギー化や温室効果ガスの排出抑制等、環境負荷を低減する事業活動を推進します。

<主な事業>

- 環境フェスティバルへの参加
- 地球温暖化防止魚津市役所実行計画推進事業
- 公共施設等省エネ化整備事業
- 電気自動車等維持管理事業
- ISO14001*やエコアクション21*
の認証・登録の促進



電気自動車急速充電器と
電気自動車

基本事業3 再生可能エネルギーの導入推進 ●●

<事業内容>

水力や太陽光等自然の力を活かした発電設備への助成を行う等、再生可能エネルギーの導入を推進します。

<主な事業>

- 再生可能エネルギー発電促進事業
- 小水力発電整備助成事業

基本事業4 公共交通の利用促進 ●●

<事業内容>

環境負荷の小さい市民バス等の公共交通機関の利用を促進します。

<主な事業>

- 公共交通対策事業
- 魚津市民バス運行事業
- ノーマイカー*推進事業



市民バス

基本事業5 森林環境の整備と保全(再掲) ●●

<事業内容>

二酸化炭素の重要な吸収源である森林を整備・保全するとともに、木材の利用を促進することによって森林を整備し、二酸化炭素の固定につなげます。

<主な事業>

- 水と緑の森づくり事業 (再掲)
- 間伐促進事業 (再掲)
- 森林病虫害等防除事業 (再掲)
- 魚津の木利用促進事業 (再掲)
- 森林整備事業 (再掲)

(2) 施策実施にあたっての目標

成果指標名	単位	現状値 (H26)	目標値 (H32)
環境家計簿調査世帯の平均二酸化炭素排出量 (平均電気使用量)	t-CO2 (kWh*)	5,688 (9,028)	5,400 (8,500)
里山整備面積 (再掲)	ha	142	150

(3) 事業者・市民・滞在者の役割

- ・グリーンカーテンや屋上緑化*、クールビズ*、ウォームビズ*等に取り組みながら、冷暖房を適切に使用します。
- ・徒歩や自転車、公共交通での移動等ノーマイカーに努めるとともに、エコドライブを心がけます。
- ・ペレットストーブ等も含めた再生可能エネルギーの導入に取り組みます。
- ・市民は、パークアンドライド*を積極的に活用するとともに、電車やバス等の公共交通機関を利用します。

施策 3-2 廃棄物の適正処理・3R活動の推進

この施策が実施されると…

- ・ごみ問題に対する意識が高まり、ごみの適正処理や3R活動が進み、ごみが減少し、省資源・循環型社会の構築が進みます。

1. 現状と課題

ごみのポイ捨てや不法投棄がいまだに見られ、不法投棄をしないよう引き続き啓発活動を行う必要があります。

ごみの減量に対する市民の意識は高まっていますが、一部に過剰包装や、再利用できるものがごみとして廃棄される場合が見受けられ、ごみの増加の一因となっています。啓発活動や情報提供を積極的に行い、3R活動の推進を図るとともに、効果的、効率的な収集体制を確立し、市民が資源物を出しやすい環境を整える必要があります。

また、とやまエコ・ストア制度^{*}に登録した店舗等が、レジ袋の無料配布廃止や資源物の店頭回収等を行っています。引き続き、制度を推進していくことが求められています。

2. 課題を解決するために実施する基本事業等

(1) 実施する基本事業と主な事業

基本事業1 廃棄物の適正処理と不法投棄の防止 ●●●

<事業内容>

一般廃棄物^{*}を適正に回収・処理するとともに、巡視活動や啓発活動により、不法投棄を防止します。

<主な事業>

- 一般廃棄物収集運搬事業
- 不法投棄廃棄物処理事業



不法投棄廃棄物の回収

基本事業2 廃棄物集積場の整備と分別の徹底 ●●●

<事業内容>

廃棄物集積場の設置に補助するとともに、分別方法についての周知を徹底します。

<主な事業>

- ごみ集積場及び資源物集積場設置補助事業
- ごみの出し方講座の実施



ごみの出し方講座

基本事業3 廃棄物の減量化 ●●

<事業内容>

エコバッグ*の利用でレジ袋の量を減らしたり、生ごみのコンポストを使用したりする等、廃棄物の減量を推進します。

<主な事業>

- とやまエコ・ストア制度の推進
- 環境衛生推進事業(再掲)



とやまエコ・ストア制度
シンボルマーク

基本事業4 3R活動の推進 ●●

<事業内容>

古着や使用済の小型家電、廃食油等も含め、資源物を適正に回収し、再資源化します。

<主な事業>

- 資源物集団回収推進事業
- 資源物収集運搬管理事業
- 使用済み小型家電リサイクル
- 環境フェスティバルの開催(再掲)



常設資源物ステーション

(2) 施策実施にあたっての目標

成果指標名	単位	現状値 (H26)	目標値 (H32)
事業系一般廃棄物の量	t/年	4,551	4,400
資源物収集量	t/年	2,252	2,800
排出ごみ(家庭系) 1人1日あたりの量	g	592.4	542.0
分別リサイクル率	%	19.2	25.0

(3) 事業者・市民・滞在者の役割

- 事業者は、包装の簡素化に努めます。
- 事業者は、「とやまエコ・ストア制度」への登録に努めます。
- 市民は、ごみステーションを適切に管理します。
- 3R活動や生ごみのコンポスト化*に積極化に取り組み、ごみを減量化します。
- ビール瓶や一升瓶等リターナブル瓶*は、販売店に返却します。
- ごみの分別や出し方のルールを守り、資源物の回収に努めます。
- 市民は、買い物の際にエコバッグを持参する等、エコ・ストアの取組みに協力・支援します。
- ポイ捨て等不法投棄はしません。
- 美化活動や不法投棄への対策に協力します。
- 物を購入する際には、詰め替え等により再利用ができる商品やエコマーク*やグリーンマーク*、富山県リサイクル認定制度*のシンボルマーク等の環境ラベル*のある製品を購入します。



エコマーク



グリーンマーク



富山県
リサイクル認定
シンボルマーク

分野別目標 4 市民協働による環境保全・創造

施策 4-1 市民主体の環境まちづくりの推進

この施策が実施されると…

- ・事業者、市民、滞在者の自主的な取組みが促進されます。
- ・事業者、市民、滞在者の参加、協力による市や地域コミュニティ、NPO*等民間団体の環境保全活動が拡大されます。
- ・環境のまちづくりのために必要な情報提供や環境学習・教育が拡充されます。

1. 現状と課題

人口減少、少子・高齢化、個人のライフスタイルや価値観の多様化、コミュニティの希薄化等、社会を取り巻く環境はめまぐるしく変化しており、社会的課題の解決に向けては、行政が先導し、主体的に取り組むだけでは応じきれない部分が多くなってきています。このような中、環境問題への社会的関心は年々高まっており、事業者や市民等の自主的な取組みが以前にも増して、積極的に行われるようになってきました。

環境問題への取組みの継続を維持し、新たな活動団体の発足を促進するとともに、事業者や市民、関係団体等多様な活動主体の連携を醸成する環境整備が求められています。

2. 課題を解決するために実施する基本事業等

(1) 実施する基本事業と主な事業

基本事業 1 環境情報の共有と環境教育及び学習の推進 ●●

<事業内容>

市民へ環境情報を積極的に公開し、課題を共有することで、環境問題に関する共通理解を深めます。また、教育機関を活用し、子どもたちも含めた環境教育を促進するとともに、市民・事業者・関係団体等による環境学習を推進・支援します。

<主な事業>

環境に関する講座の実施

とやま環境チャレンジ10の推進(再掲)

片貝山ノ守キャンプ場管理運営事業(再掲)

埋没林博物館教室事業(再掲)

環境フェスティバルの開催(再掲)



生物多様性に関する講座

基本事業2 主体的な環境美化・保全活動の促進 ●●

＜事業内容＞

市民・事業者・関係団体等が主体的に環境美化・保全活動に取り組めるための制度づくりを行うとともに、その取組みを支援します。

＜主な事業＞

- 公園里親制度事業(再掲)
- 環境保全活動推進事業(再掲)
- 里山林オーナー事業(再掲)
- 環境衛生推進事業(再掲)



環境保全活動支援事業補助金を活用し設置された看板

基本事業3 人材の育成や様々な活動主体の連携協力の推進 ●●

＜事業内容＞

様々な活動主体が連携協力していくための場や機会をつくることで、情報やアイデアの共有、人材の交流を進め、協働を促進します。また、幅広い世代の活動への参加や、地域振興会を中心とした地域コミュニティ活動との連携を促進します。

＜主な事業＞

- 環境市民会議の開催
- 水の学び舎事業(再掲)
- 環境フェスティバルの開催(再掲)
- 環境保全活動推進事業(再掲)
- 環境衛生推進事業(再掲)



団体が連携して開催している環境フェスティバルの様子

基本事業4 市民一人ひとりのエコライフの実践 ●●

＜事業内容＞

グリーンカーテンの設置や3R活動等、市民が個人でできる環境保全活動を推進し、実践を促します。

＜主な事業＞

- うちエコ診断の推進
- グリーンカーテンの取組みの推進(再掲)
- 資源物集団回収推進事業(再掲)
- 使用済み小型家電リサイクル(再掲)
- とやま環境チャレンジ10の推進(再掲)
- とやまエコ・ストア制度の推進(再掲)



グリーンカーテンの取組みの推進(経田小学校)

(2) 施策実施にあたっての目標

成果指標名	単位	現状値 (H26)	目標値 (H32)
ボランティア清掃件数 (市へのごみ収集依頼件数)	件	179	190
水の学び舎で養成した ガイドの人数	人	10	30
環境の保全のための取組みを 行っている市民の割合	%	39.0	80.0
公園里親制度登録数(再掲)	箇所	23	30

(3) 事業者・市民・滞在者の役割

- ・ 恵み豊かで多様性に富んだ魚津の自然に親しみ、学習しながら、この自然を守り、再生し、育てる活動に参加し、次世代へ引き継げるよう努めます。
- ・ 事業者は、ISO14001やエコアクション21の認証・登録を受ける等、自らの事業運営において、より積極的な環境管理を行うとともに、企業の社会的貢献活動の一環として、環境保全活動に積極的に取り組みます。
- ・ 市民は、暮らしを取り巻く環境に関心を持ち続けながら、無理なく自主的に取り組める環境保全活動から実施していきます。
- ・ NPO・ボランティア団体は、市民や市、関係団体と連携して、環境問題の解決に向けて積極的に行動していきます。

4 計画の推進と進行管理

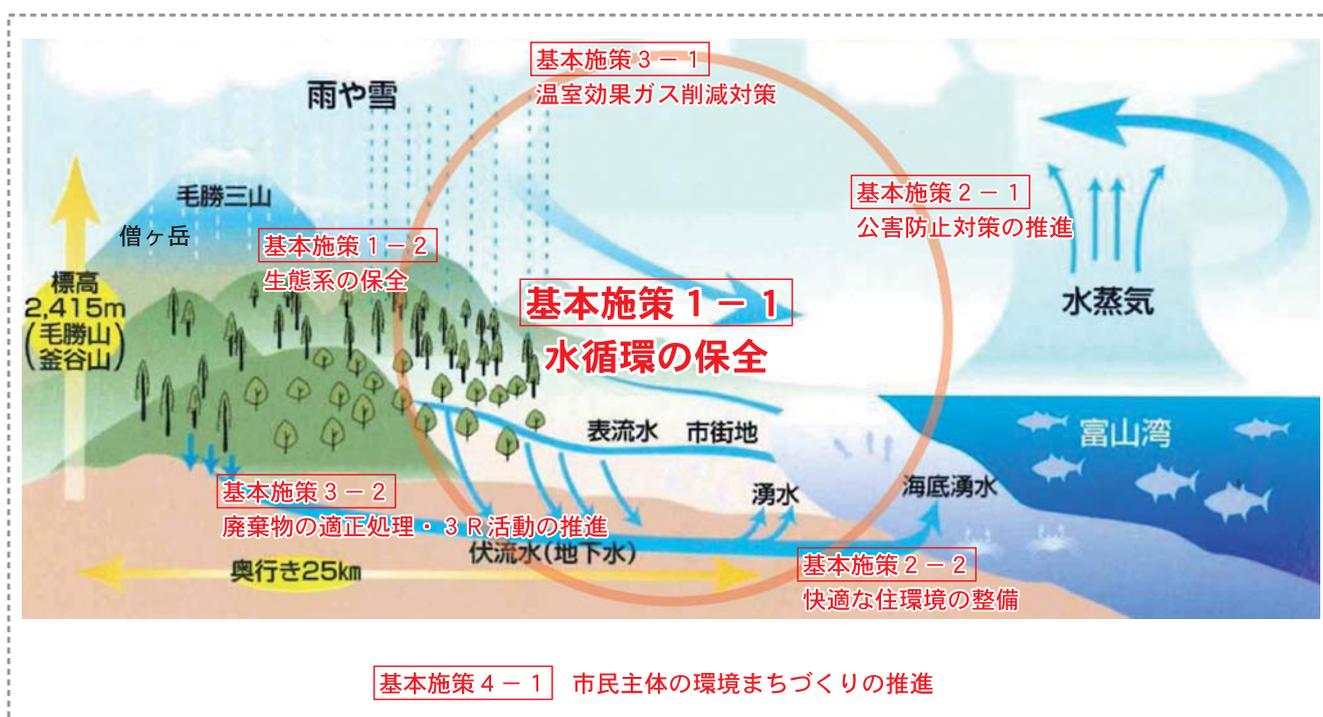
この計画の推進にあたっては、次の点に留意し、「目標とする環境像」の達成を目指します。

1 「魚津の水循環」の保全を強く意識し、関連性のある施策を組み合わせる実施します。

この計画の「目標とする環境像：水が旅するまち うおづ」は、「魚津の水循環」の保全を強くイメージしており、この保全を推進することは、目標とする環境像の達成に大きく近づきます。

この「魚津の水循環」の保全を含む施策1「水循環の保全」は、他の施策と強い関連性を持っており、他の施策の推進が「水循環の保全」の推進につながり、逆に「水循環の保全」の推進が他の施策の推進につながるというように、お互いに良い影響を与え合う関係にあります。

この計画の施策の実施にあたっては、「水循環の保全」を念頭に置きながら、他の施策と組み合わせる実施することも十分に検討し、より効果的・効率的に計画を推進していきます。



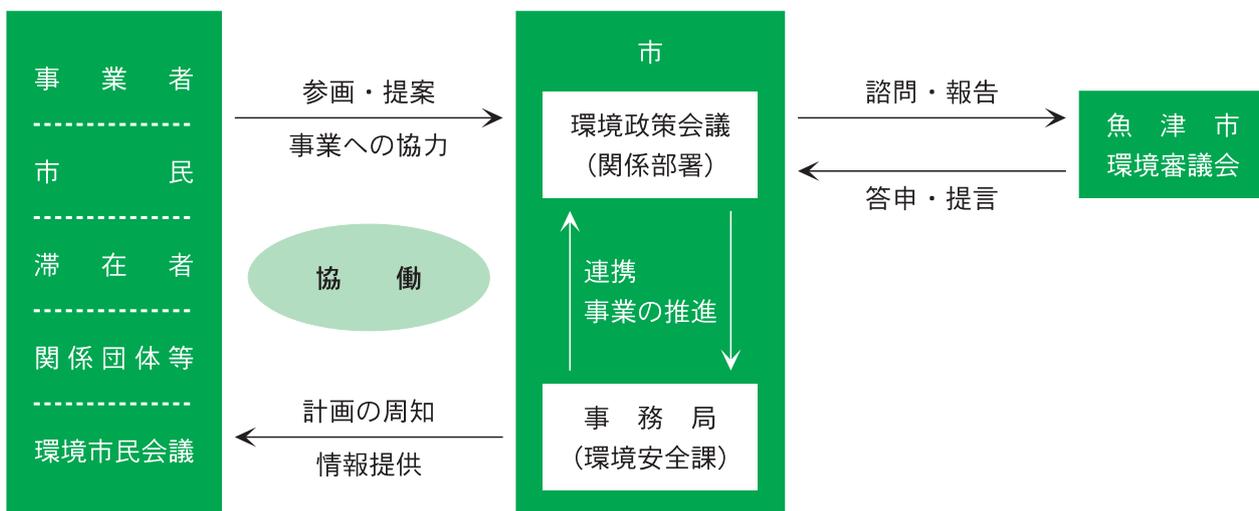
2 計画の周知・啓発に努め、事業者、市民、滞在者、関係団体等それぞれの連携を促進し、施策を推進します。

計画の推進にあたっては、計画の周知・啓発、情報提供を行い、市、事業者、市民、滞在者、関係団体等すべての主体が環境についての認識を共有し、それぞれの責任と役割を理解する必要があります。

その上で、市内部での関係部署間の連携をはじめ、それぞれの主体が連携、協力することで、事業への参画・提案がしやすい体制を作り、市民協働による計画の推進を図ります。

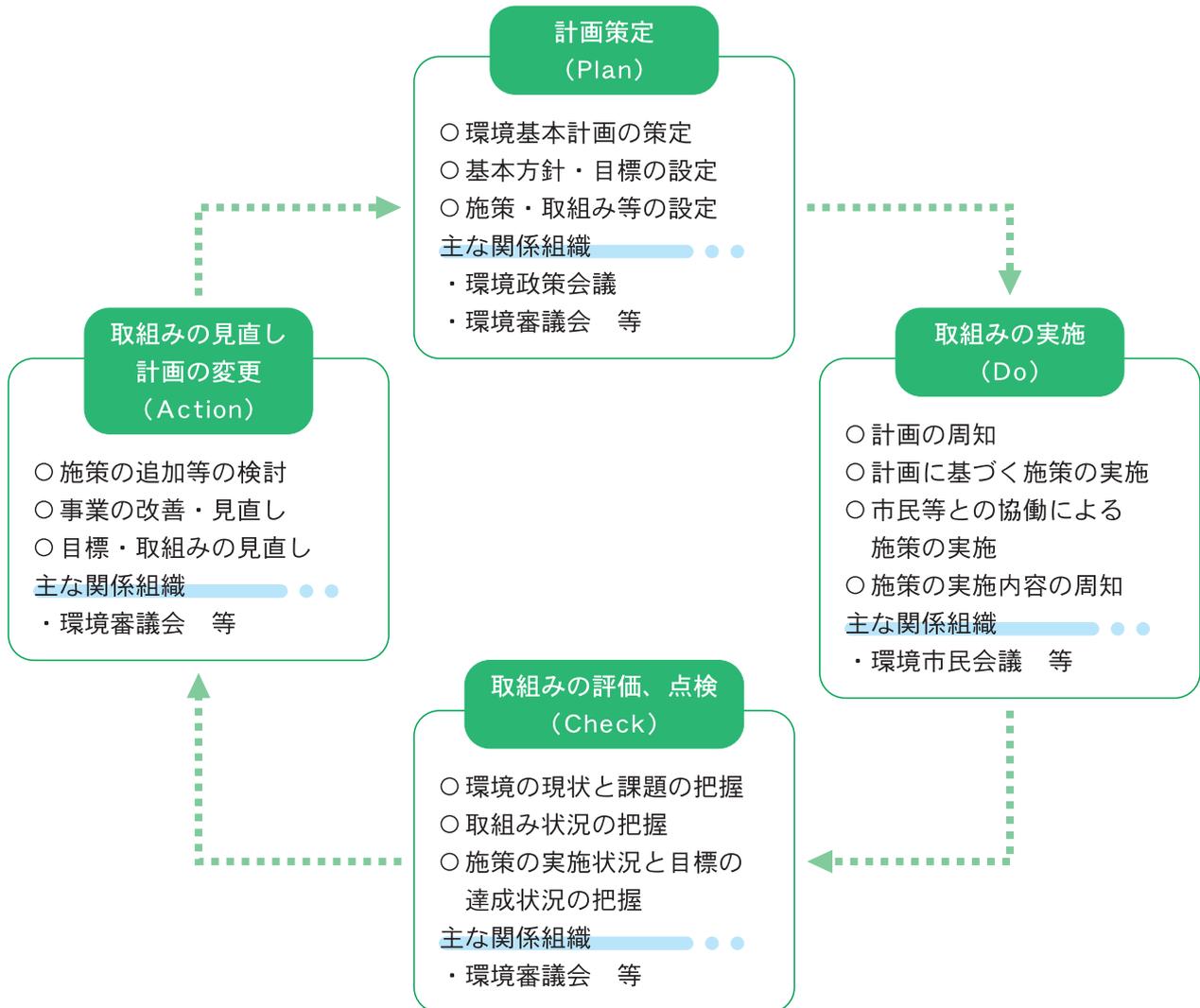
その一環として、市民、事業者、関係団体等を対象とした「環境市民会議」を開催し、計画の施策に関する講演会や意見交換・情報交換等を行い、関係団体間のネットワークの構築や取組みの連携につなげ、更なる計画の周知と取組みの推進を図っていきます。

また、計画の進捗状況を公表し、環境審議会をはじめ幅広い方々から提言いただき、計画の推進につなげていきます。



3 PDCA等による進行管理を実施し、継続的改善を進め施策を総合的に推進します。

策定された計画(Plan)に基づき、施策や事業を周知、実施(Do)し、その実施の状況や施策実施にあたっての目標の達成度を把握(Check)したうえで、事業の改善・見直し等(Action)を行うことで、成果の向上を図るとともに、計画の進行管理、計画の効果的な推進を図ります。



○環境基本計画策定経過

H23. 5. 30	環境審議会へ諮問
H24. 2. 29	第1回環境市民会議
H24. 5. 23	第2回環境市民会議
H24. 7. 11	第3回環境市民会議
H24. 9. 26	第4回環境市民会議
H24. 11. 14	第5回環境市民会議
H24. 12. 26	
～H25. 1. 25	市民アンケート調査
H25. 1. 16	第6回環境市民会議
H25. 3. 27	第7回環境市民会議
H25. 6. 26	環境審議会
H26. 2. 26	環境審議会
H26. 7. 3	環境審議会
H26. 11. 25	第8回環境市民会議
H27. 1. 14	環境政策会議
H27. 2. 23	環境審議会
H27. 7. 2	環境審議会
H27. 7. 16	環境政策会議
H27. 7. 31	環境審議会
H27. 9. 29	環境政策会議
H28. 1. 22	第9回環境市民会議
H28. 1. 29	環境政策会議
H28. 2. 16	環境審議会
H28. 2. 16	
～ 3. 7	パブリックコメント
H28. 3. 15	環境審議会より答申

○魚津市環境基本条例

平成22年3月17日

条例第2号

目次

前文

第1章 総則（第1条—第9条）

第2章 環境の保全及び創造に関する施策に係る基本方針等（第10条—第13条）

第3章 環境の保全及び創造を推進するための施策（第14条—第25条）

第4章 魚津市環境審議会（第26条—第33条）

附則

私たちの暮らす魚津市は、南東には美しい立山連峰を有し、これらの山々から流れ出る水は清らかで豊富な河川水や地下水となって、富山湾に注ぎ込んでいる。この山から海まで連なる一連の水の流れは、肥沃な扇状地と地域に応じた生態系を育み、私たちの生活に潤いを与えながら魚津市の文化や産業を支えてきた。

一方、大量生産、大量消費及び大量廃棄を伴う社会経済活動や生活様式の変化は、大量の資源やエネルギーを消費し、環境への負荷を増大させてきた。その結果、地域の環境のみならず地球の温暖化、オゾン層の破壊、野生生物の種の減少等の地球全体の環境に影響を及ぼす問題となっている。

私たちは、共通の財産である快適で恵み豊かな環境を確保し、そのもたらす恵沢を将来にわたり享受できるよう、次の世代に引き継いでいく責務を有する。今こそ環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の実現に向け、すべての者の公平な役割分担の下に自主的かつ積極的に環境の保全及び創造に関する行動を行わなければならない。

ここに、本市の環境の保全及び創造についての基本理念を明らかにしてその方向性を示し、関連する施策を総合的かつ計画的に推進するため、この条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、環境の保全及び創造について、基本理念を定め、並びに市、事業者、市民及び滞在者の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の安全で健康かつ文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（1） 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。

（2） 地球環境保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに市民の安全で健康かつ文化的な生活の確保に寄与するものをいう。

（3） 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわ

たる大気汚染、水質汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。）、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下（鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。）及び悪臭によって、人の健康又は生活環境（人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。以下同じ。）に係る被害が生ずることをいう。

（４）健全な水循環 流域を中心とした一連の水の流れの過程において、人間社会の営みと環境の保全に果たす水の機能が、適切な調和の下にともに確保されている状態をいう。

（基本理念）

第３条 環境の保全及び創造は、市民が安全で健康かつ文化的な生活を営むうえで必要とする快適で恵み豊かな環境を確保し、これを良好な状態で将来の世代へ継承することができるように適切に行わなければならない。

２ 環境の保全及び創造は、環境への負荷の少ない循環を基調とする社会、持続的な発展が可能な社会が構築されることを目的として、すべての者の公平な役割分担の下に、自主的かつ積極的な取組によって行わなければならない。

３ 地球環境保全は、人類共通の課題であり、市民の安全で健康かつ文化的な生活を将来にわたって確保するうえでの課題であることから、魚津市の特性を生かし、すべての者の参加と国際的な協力の下に積極的に推進されなければならない。

（市の責務）

第４条 市は、前条に定める環境の保全及び創造についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、環境の保全及び創造に関し、地域の自然的社会的条件に応じた基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（事業者の責務）

第５条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずるばい煙、汚水、廃棄物等の処理その他の公害若しくは健全な水循環の保全上の支障を防止し、又は自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずる責務を有する。

２ 事業者は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たって、その事業活動に係る製品その他の物が廃棄物となった場合にその適正な処理が図られることとなるように必要な措置を講ずる責務を有する。

３ 前２項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たって、その事業活動に係る製品その他の物が使用され又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に資するように努めるとともに、その事業活動において、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、役務等を利用するように努めなければならない。

４ 前３項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、これに伴う環境への負荷の低減その他環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

（市民の責務）

第６条 市民は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、その日常生活に伴う環境への負荷の低減に努めなければならない。

２ 前項に定めるもののほか、市民は、基本理念にのっとり、環境の保全及び創造に自ら努めると

ともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

(滞在者の責務)

第7条 旅行者その他の滞在者は、基本理念にのっとり、環境への負荷を低減するよう自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力するものとする。

(財政上の措置等)

第8条 市は、環境の保全及び創造に関する施策を実施するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるものとする。

(年次報告)

第9条 市長は、毎年、環境の状況並びに環境の保全及び創造に関する施策の実施状況を公表しなければならない。

第2章 環境の保全及び創造に関する施策に係る基本方針等

(施策の策定及び実施に係る基本方針)

第10条 環境の保全及び創造に関する施策の策定及び実施は、基本理念にのっとり、次に掲げる事項の確保を旨として、各種の施策相互の有機的な連携を図りつつ総合的かつ計画的に行わなければならない。

- (1) 人の健康が保護され、及び生活環境が保全され、並びに自然環境が適正に保全されるよう、大気、水、土壌その他の環境の自然的構成要素が良好な状態に保持されること。
- (2) 生態系の多様性の確保、野生生物の種の保存その他の生物の多様性の確保が図られるとともに、森林、農地、河川、海、水辺地等における多様な自然環境が地域の自然的社会的条件に応じて体系的に保全されること。
- (3) 人と自然との豊かな触れ合いが保たれるとともに、身近な水や緑、優れた景観等の保全及び創造、歴史的文化的資源の活用等により、地域の個性を生かしたうるおいと安らぎのある快適な環境が創造されること。
- (4) 資源及びエネルギーの消費の抑制及び循環的な利用、廃棄物の減量及び適正処理等により、環境への負荷が低減される社会が構築されること。

(環境基本計画の策定)

第11条 市長は、環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な計画（以下「環境基本計画」という。）を定めなければならない。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 環境の保全及び創造に関する総合的かつ長期的な施策の大綱
- (2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ、魚津市環境審議会の意見を聴かななければならない。

4 市長は、環境基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(市の施策の策定等に当たっての配慮)

第12条 市は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境の保全及び創造について配慮しなければならない。

(国及び他の地方公共団体との協力)

第13条 市は、環境の保全及び創造に関する施策を講ずるに当たっては、国及び他の地方公共団体と協力して、これを行うように努めるものとする。

第3章 環境の保全及び創造を推進するための施策

(規制の措置)

第14条 市は、公害及び健全な水循環の保全上の支障を防止するため、その原因となる行為に関し、事業者等の遵守すべき基準を定めること等により必要な規制の措置を講ずるように努めるものとする。

2 市は、自然環境の保全を図るため、自然環境の適正な保全に支障を及ぼすおそれがある行為に関し、その支障を防止するために必要な規制の措置を講ずるように努めるものとする。

3 第1項に定めるもののほか、市は、人の健康又は生活環境に係る環境の保全上の支障を防止するため、必要な規制の措置を講ずるように努めるものとする。

(経済的措置)

第15条 市は、環境への負荷を生じさせる活動又は生じさせる原因となる活動を行う者がその活動に係る環境への負荷の低減のための施設の整備その他の適切な措置をとることとなるよう誘導することにより環境の保全上の支障を防止するため、特に必要があるときは、適正な経済的な措置を講ずるように努めるものとする。

(施設の整備その他の事業の推進)

第16条 市は、下水道、廃棄物の公共的な処理施設、環境への負荷の低減に資する交通施設（移動施設を含む。）その他の環境の保全上の支障の防止に資する公共的施設の整備及び森林の整備その他の環境の保全上の支障の防止に資する事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、公園、緑地、河川その他の公共的施設の整備その他の自然環境の適正な整備及び健全な利用のための事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

3 市は、前2項に定める公共的施設の適切な利用を促進するための措置その他これらの施設に係る環境の保全上の効果が増進されるために必要な措置を講ずるものとする。

(快適な環境の保全及び創造)

第17条 市は、文化財、優れた景観その他の地域の個性を生かしたうるおいと安らぎのある快適な環境を保全し、及び創造する事業を推進するため、必要な措置を講ずるように努めるものとする。

2 市は、快適な環境を確保するうえでの支障を防止するため、必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(健全な水循環の保全及び創造)

第18条 市は、水源の保全、水資源の合理的利用、歴史的又は文化的に生活と深いかわりのある水の保全等が促進されることにより、健全な水循環の保全及び創造が図られるように、必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、健全な水循環を確保するため、他の地方公共団体及びその利用者と連携して、必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(資源の循環的利用等の促進)

第19条 市は、環境への負荷の低減が図られるように、資源及びエネルギーの消費の抑制及び循環的な利用、廃棄物の減量及び適正処理等が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、市の施設の建設及び維持管理その他の事業の実施に当たっては、資源及びエネルギーの消費の抑制及び循環的な利用、廃棄物の減量及び適正処理等により、環境への負荷の低減に努めるものとする。

(教育及び学習の推進等)

第20条 市は、市民及び事業者の環境の保全及び創造に関する理解が深まるようにするとともに、これらの者の自発的な活動を行う意欲が高まるようにするため、環境の保全及び創造に関する教育及び学習の振興、広報活動の充実その他必要な措置を講ずるものとする。

(民間団体等の自発的な活動の促進)

第21条 市は、事業者、市民又はこれらの者の組織する民間の団体（次条において「民間団体等」という。）が自発的に行う環境美化活動、緑化活動、再生資源に係る回収活動その他の環境の保全及び創造に関する活動が促進されるように、その活動の支援に関し団体の育成、知識の普及その他の必要な措置を講ずるものとする。

(情報の提供)

第22条 市は、第20条の環境の保全及び創造に関する教育及び学習の推進並びに前条の民間団体等が自発的に行う環境の保全及び創造に関する活動の促進に資するため、個人及び法人の権利利益の保護に配慮しつつ環境の状況その他の必要な情報を適切に提供するように努めるものとする。

(監視等の体制の整備)

第23条 市は、環境の状況を把握し、及び環境の保全に関する施策を適正に実施するために必要な監視、測定、検査等の体制の整備に努めるものとする。

(地球環境保全の推進)

第24条 市は、国、他の地方公共団体及び関係団体と連携し、地球環境保全に関する国際協力の推進に努めるものとする。

(推進体制の整備)

第25条 市は、環境の保全及び創造に関する施策を事業者及び市民の協力の下に推進するため、必要な体制の整備に努めるものとする。

第4章 魚津市環境審議会

(設置)

第26条 環境基本法（平成5年法律第91号）第44条の規定に基づき、魚津市環境審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、市長の諮問に応じ、環境の保全及び創造に関する基本的事項を調査審議する。

(組織)

第27条 審議会は、委員12人以内で組織する。

2 委員は、環境の保全に関し学識経験のある者及び関係機関の職員その他市長が必要と認める者のうちから市長が委嘱する。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第28条 審議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるとき、又は欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第29条 審議会は、会長が招集し、その会議の議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専門部会)

第30条 審議会に、専門の事項を調査審議させるため、専門部会を置くことができる。

2 専門部会は、委員及び専門委員若干人で組織する。

3 専門部会に属する委員は、会長が指名し、専門委員は、会長の推薦により、学識経験のある者のうちから市長が委嘱する。

(資料提出の要求等)

第31条 審議会は、その所掌事務を行うため必要があると認めるときは、市長その他関係機関等に対して、資料の提出、説明その他必要な協力を求めることができる。

(庶務)

第32条 審議会の庶務は、民生部環境安全課において処理する。

(細則)

第33条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則 (抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。

(魚津市公害防止条例の一部改正)

あ行

アイドリングストップ

地球温暖化や大気汚染の原因となる自動車の排出ガスを削減するため、自動車を駐停車するときにエンジンをかけたままの状態(アイドリング)にせず、エンジンを切ること。

空家対策特別措置法(正式名称：空家等対策の推進に関する特別措置法)

平成26年(2014)11月に制定された、空家等への対策を定めた法律。市町村が固定資産税の情報等から空家に関する資料収集することが可能になり、倒壊の危険のある空家に対し、強制撤去も含めた措置を実施することを可能にした。

悪臭防止法

昭和46年(1971)に制定された、工場等における事業活動に伴って発生する悪臭に対して必要な規制を行い、悪臭防止対策を推進することを定めた法律。22物質が特定悪臭物質として指定されている。

亜硝酸窒素

化合物の中の窒素の内、亜硝酸塩を含んでいるもののこと。肥料や家畜のふん尿、生活排水に含まれるアンモニウムが酸化されたもので、極めて不安定な物質であり、地下水汚染の原因物質の一つになっている。

アスベスト

石綿ともいわれる、天然に存在する繊維状の鉱物のこと。軟らかく、耐熱・体毛性にすぐれているため、ボイラー暖房パイプの被覆、自動車のブレーキ、建築材等に広く利用されていたが、繊維が肺に突き刺さったりすると肺がんや中皮腫の原因になることが明らかになり、大気汚染防止法で使用の制限や禁止の対象となる「特定粉じん」に指定されている。

アダプト・プログラム

公共の場の美化保全のため、市民等が道路、公園、河川等の里親となり、ボランティアで管理する制度のこと。

硫黄酸化物(SO_x)

硫黄の酸化物の総称。主に石油、石炭等の化石燃料に含まれる硫黄(S)分が燃焼することによって生成され、大気汚染や酸性雨の原因になる。

一酸化窒素(NO)

窒素酸化物(NO_x)の一種。燃料の不完全燃焼や、ボイラーや自動車エンジン等の高温燃焼により発生する物質で、血液中のヘモグロビンと結合して酸素運搬機能を阻害する等の健康への影響のほか、温室効果のあるメタンの寿命を長くする。

一般廃棄物

産業廃棄物以外の廃棄物。ごみとし尿に分類され、更に、ごみは商店・オフィス・レストラン等の事業活動によって生じた「事業系ごみ」と一般家庭の日常生活に伴って生じた「家庭系ごみ」に分類される。

ウォームビズ

二酸化炭素等の温室効果ガスを削減するため、冬に過度に暖房機器に頼らず、寒いときには暖かい格好をして働くこと。環境省が平成17年(2005)から提唱、実施している地球温暖化防止キャンペーンの1つ。

魚津市空家等対策の推進に関する条例

国の空家対策特別措置法の制定を受け、平成27年(2015)9月に制定された、魚津市の空家等への対策を定めた条例。放置すると危険な空家や、衛生上有害な空家等について、特定空家に認定し、所有者等に対し改善勧告・命令を出すことや、市による改善措置の代執行が可能になった。

魚津市環境基本条例

平成22年(2010)3月に制定された、魚津市の環境政策の基本となる条例。魚津市の環境の保全や創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進することや、そのための基本的な計画として、環境基本計画を策定すること等を定めている。

魚津市公害防止条例

昭和47年(1972)に制定された、魚津市の公害防止に関する条例。公害防止について、市長、事業者の責務や市民の協力を定めるとともに、大気汚染防止法や水質汚濁防止法に基づく届出を県知事へ提出した際には、魚津市にも届出をすること等を定めている。

魚津市自治基本条例

平成23年(2011)に制定された、魚津市の市民自治確立を図ること定めた条例。自治の基本理念や基本原則を示すとともに、市民の権利や責務、市議会や市長その他の執行機関の役割や責務、市政運営に関する基本的な事項等を定めている。

魚津市容器包装廃棄物分別収集計画

魚津市のごみ全体に占める容器包装廃棄物の排出量を予測し、分別収集量の目標値を定めたもの。5年ごとに見直しを行っている。容器包装廃棄物には、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器、飲料用紙製容器、段ボール、その他の紙製容器、ペットボトル、その他のプラスチック製容器包装がある。

魚津の水循環

魚津市で見られる水の水循環システムの総称。魚津市は、市域内のみで水循環が完結しているという世界的にも稀な地形から成り立っており、この地形が様々な生態系サービスも支えていることから、将来的な保全が必要とされている。

エコアクション21

環境省が策定した中小企業向けの環境保全活動推進プログラム。取組みの自己チェック、環境

保全計画の策定、環境活動レポートの公表等により、環境への負荷を削減する事業者を、ガイドラインに基づき審査し、国内規格として認証・登録する。

エコドライブ

省エネルギーや、二酸化炭素、大気汚染物質排出の減少のため、燃料消費の少ない運転を行うこと。急発進・急加速、不要なアイドリング等を避けることや、タイヤの空気圧のこまめなチェック、不要な荷物を積まずに走行すること等がある。

エコバッグ

レジ袋等容器包装廃棄物を抑制するため、買い物時に使用する、繰り返し利用が可能なバッグのこと。

エコマーク

環境ラベルの一種で、様々な製品やサービスの内、生産から廃棄にわたり環境への負荷が少なく、環境保全に役立つと認められた商品に付けられるマーク。



エコマーク

エネルギー基本計画

平成15年(2003)に、エネルギー政策基本法に基づき、エネルギー政策の基本的な方向性を示すために策定された計画。平成26年(2014)には第4次計画が策定され、水利権手続の簡素化・円滑化が図られた小水力発電の積極的な導入拡大や、非常用電源として利用可能で自家消費に適している太陽光発電への取組み支援等による、分散型エネルギーシステムの構築等が盛り込まれている。

LED (Light Emitting Diode)

発光ダイオードを使用した照明器具のこと。高価格ではあるが、従来の照明器具に比べて、長寿命で電力消費も低い。

屋上緑化

屋根や屋上に植物を植え緑化すること。夏期の温度上昇の軽減や冬期の保温効果による省エネ、温室効果ガスである二酸化炭素の削減、ヒートアイランド現象の緩和等の効果がある。

奥山

人里を遠く離れた山の中や山の奥深い所のこと。

オゾン層

地球を取り巻く厚さ約20kmのオゾンを多く含む層。太陽光に含まれる生物に有害な紫外線の多くを吸収している。近年、フロン等の人工化学物質により、南極地域の成層圏のオゾン層が著しく少なくなるオゾンホールが発生し、地上に達する紫外線の量が増えており、皮膚がんの増加や生態系への影響が懸念されている。

温室効果ガス

二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、フロン類等、大気中に含まれ、太陽光の赤外線を吸収す

る性質のあるガスのこと。これらのガスが温室のガラスに似た働きをすることにより気温が上昇する「温室効果」が、地球温暖化の原因となっている。

か行

カーボンオフセット

二酸化炭素等の温室効果ガスの排出量を削減する努力を行った上で、それでも排出される温室効果ガスについて、排出量に見合った温室効果ガス削減活動への投資等により、排出された温室効果ガスの埋め合わせを行うという考え方。

外来生物

自然分布域の外から人為的に持ち込まれた生物のこと。在来生物や生態系に様々な影響を及ぼし、在来生物を絶滅させる場合もあるため、生物多様性の保全上、最も重要な課題の一つとされている。

化学的酸素要求量(COD：Chemical Oxygen Demand)

水中の有機物等の汚濁物質が酸化される際に消費される酸素の量。環境基準では海域や湖沼等の汚濁指標に採用されており、この数値が高いほど、水中に汚濁物質が多く、汚濁の程度が高いことを意味する。

化学物質排出移動量届出制度(P R T R：Pollutant Release and Transfer Register)

人や生態系に有害なおそれのある化学物質がどのような発生源から、どの程度、大気、河川、海域等の環境中に排出されたのか、また、廃棄物等として事業所の外に運び出されたのかというデータを把握、集計し、公表する制度。化学物質を製造・使用する事業者は、行政機関に届け出て、行政機関は、それを整理・集計するとともに、非対象事業所や家庭、自動車等の届出事業所以外から排出される量も推計し、公表する。

化石燃料

数百万年以上前の植物やプランクトン等が地中に埋もれ、高熱と高圧の影響を受けてできたとされている燃料の総称。石油、石炭、天然ガス等があり、燃やすと二酸化炭素、窒素酸化物、硫黄酸化物等を発生させるため、地球温暖化や大気汚染等の要因となっている。

合併処理浄化槽

風呂や台所排水、し尿等を合わせて処理する施設のこと。平成13年(2001)に、し尿のみを処理する単独浄化槽の製造が禁止されたことにより設置が進められている。単独浄化槽に比べ、水質汚濁物質の削減量が極めて高く、比較的安価で容易に設置できることから、小さな集落等での生活排水処理の有力な方法となっている。

家電リサイクル法(正式名称：特定家庭用機器再商品化法)

平成11年(1999)に制定された、家電製品の回収・リサイクル等について定めた法律。家庭で不要となった家電製品のうち、エアコン、テレビ、洗濯機、冷蔵庫及び冷凍庫については、家電メーカーが回収、消費者が費用負担し、その他の家電については、家電メーカーがリサイクルす

ることを義務付けた。

環境家計簿

各家庭の電気・ガス・水道・ガソリン・灯油等の毎月の使用量やごみ排出量を記入し、これに「二酸化炭素排出係数」を乗じることで、毎月排出される二酸化炭素が簡単に計算できるもの。

環境基準

環境基本法で定められている、人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持されることが望ましいとされている基準のこと。大気汚染、水質汚濁、土壌汚染や騒音の環境上の条件について、行政上の目標として定められているもので、公害発生源を直接規制するための規制基準とは異なる。

環境基本計画(国)

平成6年(1994)に策定された環境基本法に基づく環境の保全に関する基本的な計画。平成24年(2012)には第4次計画が策定されており、環境行政の究極目標である「持続可能な社会」を、低炭素・循環・自然共生の各分野の統合的な達成と、安全が基盤として確保される社会であると位置づけている。

環境基本法

平成5年(1993)に制定された環境政策の基本的方向を示し、環境行政を総合的に推進していくことを目的とした法律。環境への負荷が少ない持続的発展が可能な社会の構築や、これまで個別に行われていた公害対策、自然環境保全に、国・地方公共団体・事業者・国民等全ての主体が参加し、取り組むこと等を盛り込んでいる。

環境教育等促進法(正式名称：環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律)

平成23年(2011)に、これまでの環境教育推進法を全面改正してできた法律。環境行政への民間団体の参加や協働による取組み、環境保全活動や環境教育、幅広い実践的な人材づくりやその活用を促進することが定められている。

環境負荷

人が環境に与える負担のこと。単独では環境への悪影響を及ぼさないが、集積することで悪影響を及ぼすものも含まれる。

環境マネジメントシステム(EMS: Environmental Management System)

企業等の事業組織が、環境の負荷低減のために、法令の規制基準を遵守するだけでなく、計画・実行・評価・見直しといった手順に基づき、自主的・積極的に行動するための仕組み。

環境ラベル

製品やサービスの環境に関する情報を、製品やパッケージ等を通じて消費者に伝えるラベル。エコマークやグリーンマークが知られており、富山県でも、富山県リサイクル認定シンボルマークを作成している。

間伐材

森林の成長過程で密集化する立木を間引く「間伐」により発生する木材。

企業の社会的責任(CSR: Corporate Social Responsibility)

企業は社会的な存在であり、自社の利益や経済合理性を追求するだけでなく、利害関係者全体の利益を考えて行動すべきであるという考え方。環境保護、行動法令の順守、人権擁護、消費者保護等の分野について責任を有するとされている。

気候変動枠組条約第21回締約国会議(COP21: Conference of the Parties21)

平成27年(2015)11月にパリで開催された、地球温暖化対策について話し合う国連の会議のこと。当初、新興国と途上国にも削減義務を求める先進国と、これまで大量に二酸化炭素を排出してきた先進国が削減義務を負うべきとする新興国・途上国との主張が対立し、議論はまとまらなかったが、最終的に、京都議定書以来18年ぶりの国際的な枠組みであり、途上国を含むすべての国が協調して削減に取り組む初めての枠組みとなった「パリ協定」を採択した。

揮発性有機化合物(VOC: Volatile Organic Compounds)

トルエン、キシレン等の揮発性を有する有機化合物の総称。塗料、インキ、シンナー等の溶剤等に含まれるほか、ガソリン等の成分に含まれているものもある。

キロワットアワー kWh

瞬間の電力を表すkW(キロワット)に時間を掛けて算出される電力量のこと。

クールビズ

二酸化炭素等の温室効果ガスを削減するため、夏にノーネクタイ・ノー上着ファッションの軽装で働くこと。環境省が平成17年(2005)から提唱、実施している地球温暖化防止キャンペーンの1つ。

グリーンカーテン

ツル性の植物を、窓の外や壁面に張ったネット等に這わせて、カーテンのように覆ったもの。自然の力を利用した夏場の省エネルギー対策の一つで、葉から蒸発する水分が周りの温度を下げると同時に、日差しを遮るため、室内が涼しくなる。実や花を楽しむため、ゴーヤやアサガオが使用されるケースが多い。

グリーン購入・調達

製品やサービスを購入・調達する際に、その必要性をよく考え、エコマーク製品等、環境への負荷が極力少ないものを率先して購入すること。平成12年(2000)には、環境物品等への需要の転換を図るために必要な事項を定めた「グリーン購入法(国等による環境物品等の調達の推進に関する法律)」が制定されている。

グリーンマーク

環境ラベルの一種で、古紙を原料に利用した製品につけられるマーク。古紙利用製品の使用拡大を通じて古紙の回収・利用を促進することを目的としている。



グリーンマーク

クロロフィル a

光合成細菌を除くすべての緑色植物に含まれる葉緑素のこと。水質において、藻類の存在量の指標となる。

公園里親制度

市民や団体が、市から必要な用具等の提供・貸与を受けながら、自ら指定した公園を継続して美化活動等を行う制度。

公害防止協定

地方公共団体と企業との間で交わした公害防止に関する協定。工場の新規立地や施設の増設等を契機として締結されることが多い。

光化学オキシダント(O_x)

工場、自動車等から排出される窒素酸化物や炭化水素等が、太陽光等の紫外線を吸収し、光化学反応を起こすことにより生成される物質の総称。オゾン、アルデヒド、PAN(パーオキシアセチルナイトレート)等の刺激性を有するものもある。光化学スモッグの原因にもなり、高濃度では目や喉に刺激を及ぼすほか、農作物等植物への影響も報告されている。

光化学スモッグ

光化学オキシダントが白いもやがかかったように煙霧状になる現象。日差しが強く、高温で、風の弱い日中に発生しやすい。

公共用水域

水質汚濁防止法に定められている、公共の用に供される水域や水路のこと。個人や事業者の庭の池等を除いた河川、湖沼、港湾、沿岸海域や、これらに接続する公共溝渠、かんがい用水路等を指す。水質汚濁防止法では、この法に規定のある特定事業場からこの水域に排水する際の排水基準が規定されている。

黄 砂

砂漠や乾燥地域の砂塵が、強風を伴う砂嵐等によって上空に巻き上げられ、地上に降り注ぐ気象現象、または降り注ぐ砂そのもののこと。東アジアや中央アジア内陸部のものが、春を中心に東アジア等の広範囲に飛来している。

こどもエコクラブ

環境省の事業で、自分たちができる身近な環境活動に自由に取り組めるクラブ活動のこと。メンバーと呼ばれる2人以上の子どもと、サポーターと呼ばれるその活動を支える1人以上の大人から構成される。

コンポスト化

微生物の働きにより、生ごみ・落葉等の有機物を堆肥(コンポスト)に変えること。

さ行

在来生物

動植物の品種のうち、ある地方の風土に適し、その地方で野生化しているものや、長年飼育・栽培されているもの。外来生物の対語。

里 山

人里に近く、古くから薪や山菜を採る等人の生活に結びついた山のこと。近年、自然とのふれあいの場としての利用や、木炭や堆肥等のバイオマスの供給源として見直されつつある。

3 R 活動

循環型社会構築のために必要な「リデュース(Reduce:減らす)」、「リユース(Reuse:繰り返し使う)」、「リサイクル(Recycle:再資源化する)」の3つ活動のこと。

産業廃棄物

事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類等20種類の廃棄物のこと。大量に排出されることや、処理に特別な技術を要するものが多いこと等から、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」により、排出業者の適正な処理が義務付けられている。

ジオパーク

地球科学的な価値を持つ遺産を保全しながら、教育やツーリズムに活用し、地域の持続可能な開発を進める仕組みを構築しようとしている場所のこと。県内では、立山黒部ジオパークがあり、日本ジオパークに認定されている。

自然林

人工林以外のすべての森林のこと。これまで一度も人の手が加えられたことのない原生林と、原生林が伐採や山火事等によって破壊された後、自然または人為的に再生した二次林とに大別される。

持続可能な社会

健全で恵み豊かな環境を維持しつつ、環境への負荷の少ない健全な経済の発展を図り、これを次世代にも継承しながら持続的に発展することができる社会のこと。

持続可能な開発のための教育(ESD: Education for Sustainable Development)

持続可能な社会を実現するために、その担い手を育てる教育のこと。平成14年(2002)に世界首脳会議で日本政府とNGOが提唱し、同年の国連総会で平成17年(2005)から平成26年(2014)を「国連持続可能な開発のための教育の10年」とする決議案を採択、平成25年(2013)にはその後継プログラムの「ESDに関するグローバル・アクション・プログラム(GAP)」が採択されている。

循環型社会

環境への負荷をできる限り低減する社会のこと。大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会に代わり、製品が廃棄物となることを抑制し、排出された廃棄物等はできるだけ資源として適正に利用し、天然資源の消費を抑制する。

循環型社会形成推進基本計画

循環型社会形成推進基本法に基づき、循環型社会の形成に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために定めた計画。平成25年(2013)には第3次の基本計画が策定されており、「リサイクルに比べ取組が遅れているリデュース・リユースの取組強化」「有用金属の回収」「安心・安全の取組強化」「3R国際協力の推進」等を新たな政策の柱としている。

小水力発電

河川や水路に設置した水車等を用いてタービンを回す発電設備のこと。概ね10,000kW以下の比較的小規模なものを指し、二酸化炭素を排出せず、エネルギーの再利用が可能である。

人工林

苗木の植栽や、播種、挿し木等により人が更新させた森林のこと。スギ、ヒノキ、マツ類、カラマツ等が代表的な樹種。

振動規制法

昭和51年(1976)に制定された振動を規制するための法律。工場・事業場の活動や建設工事から発生する振動を規制する地域を指定し、その地域内で、著しい振動を発生させる特定の施設や建設工事は規制対象となること、道路交通振動の許容限度を環境大臣が定めること等を規定している。

水源涵養機能

森林が土壌中に雨水等を貯留することで、河川へ流れ込む水の量をならして河川の流量を安定させ、洪水の発生を緩和させる働きのこと。

水質汚濁防止法

昭和45年(1970)に制定された水質汚濁防止対策を総合的に推進させるための法律。公共用水域と地下水の水質汚濁を防止するために、事業場からの排出水の規制、生活排水対策の推進、有害物質の地下浸透規制等を規定し、閉鎖性水域では汚濁負荷量を全体的に削減しようとする水質総量規制の導入について規定している。

水洗化率

公共下水道や農業集落排水施設を利用できる地区の人口の内、実際にこうした施設に生活排水を排出している人口の割合。

水素イオン濃度指数(pH: potential hydrogen, power of hydrogen)

水の酸性、アルカリ性の度合いを、1から14までの指数により示したもの。7.0付近が中性で、これより小さい数値は酸性、大きい数値はアルカリ性を表す。

水素自動車

水素を、ガソリンの代わりに燃料にして走る自動車のこと。炭素を含んでいないため、燃焼しても二酸化炭素や一酸化炭素、炭化水素が発生しない。

水平リサイクル

古紙をリサイクルにより、再び紙にするように、同じものにリサイクルすること。

生活騒音

家庭用機器、住宅用設備、音響機器から発生する騒音等、住宅内やその周囲で、日常生活に伴って発生する騒音のこと。

生活排水

炊事、洗濯、入浴等、日常生活で使用後、公共用水域に排出される排水。工場等から排出される産業排水と区別されている。

生態系

食物連鎖等の生物相互の関係と、生物とそれを取り巻く環境の相互関係を、総合的に捉え、生物社会のまとまりとした概念。

生物化学的酸素要求量(BOD: Biochemical Oxygen Demand)

水中の汚濁物質である有機物が、微生物によって酸化分解され、無機化、ガス化するときに消費される酸素量。環境基準では河川等の汚濁指標として採用されており、この数値が大きいほど水中に汚濁物質が多く、水が汚濁していることを表す。

生物多様性

自然生態系を構成する動植物、微生物等地球上の生物種の多様性とその遺伝子の多様性、地域ごとの様々な生態系の多様性を意味する包括的な概念のこと。人間の活動の拡大により、生物の多様性が著しく低下していることを懸念して、平成4年(1992)の国連環境開発会議で、その保全と持続可能な利用に向けて世界全体で協力して取り組むための「生物の多様性に関する条約(国際生物多様性条約)」が採択された。わが国でも、平成20年(2008)には生物多様性基本法が施行され、生物多様性に関する施策を進める上での基本的な考え方が示されている。

生物多様性うおづ戦略

魚津市の生物多様性の保全と持続可能な利用のために指針となる戦略。2050年の将来像として「豊かな自然 多様ないきもの 未来につなごう ふるさと魚津」を掲げ、この実現を目指す。

生物多様性国家戦略

生物多様性の保全と持続可能な利用に関する基本的な戦略。平成24年(2012)から平成32年(2020)までを計画期間としたものでは、「生物多様性を社会に浸透させる」「地域における人と自然の関係を見直し・再構築する」「森・里・川・海のつながりを確保する」「地球規模の視野を持って行動する」というこれまでの4つの基本戦略に、「科学的基盤を強化し、政策に結びつける」を加え、5つの基本戦略を設定している。

世界で最も美しい湾クラブ

湾を活かした観光振興と資源保護、そこに暮らす人々の生活様式や伝統の継承、景観保全を目的としたNGOのこと。平成9年(1997)にドイツのベルリンで設立され、フランスのヴァンヌ市に本部を置き、ユネスコの後援を受けている。日本では、松島湾と富山湾が加盟している。

絶滅危惧種

様々な要因で個体数が減少し、絶滅の危機に瀕している生物の種類のこと。

全窒素(総窒素)

窒素化合物の合計量のこと。水中に多く含まれていると富栄養化が促進され、植物プランクトンが異常増殖し、赤潮やアオコの発生原因となる。

全りん(総りん)

りん化合物の合計量のこと。窒素化合物と同様に植物プランクトンの異常増殖をもたらすため、富栄養化の原因物質の一つとされている。

騒音規制法

昭和43年(1968)に制定された騒音を規制するための法律。工場・事業場の活動や建設工事から発生する騒音を規制する地域を指定し、その地域内で、著しい騒音を発生させる特定の施設や建設工事は、規制対象となること、自動車騒音の許容限度を環境大臣が定めること等を規定している。

た行

ダイオキシン対策法(正式名称：ダイオキシン類対策特別措置法)

平成11年(1999)に制定された、ダイオキシン類による環境汚染防止や除去等を図ることを目的とした法律。ポリ塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン(PCDD)、ポリ塩化ジベンゾフラン(PCDF)、コプラナーPCBを「ダイオキシン類」と定義し、耐容一日摂取量(TDI)や環境基準の設定、大気や水への排出規制、汚染土壌に係る措置等が定められている。

ダイオキシン類

ものを燃やす過程で自然に生成する有機塩素化合物の総称。このうち毒性があるとみなされているのは29種類で、他の化学物質とは反応せず安定しているが、太陽光の紫外線で徐々に分解される。主な発生源は、ごみ焼却による燃焼だが、その他に、製鋼用電気炉、たばこの煙、自動車排出ガス等様々な発生源がある。発がん性、甲状腺や免疫の低下が指摘されている。

大気汚染防止法

昭和43年(1968)に制定された、大気汚染の防止対策を総合的に推進するための法律。ばい煙や揮発性有機化合物(VOC)、粉じんの規制、有害大気汚染物質対策の推進、自動車排出ガスに関する許容限度等を定めている。

代替フロン

モントリオール議定書により生産が全廃されたフロン類と同等の性質を持つが、オゾン層の破

壊能力が低い、またはないフロン類似品のこと。代表的なものとしては、H C F C (ハイドロクロロフルオロカーボン)やH F C (ハイドロフルオロカーボン)等があるが、H C F Cは弱いながらもオゾン層を破壊するとして、先進国では2020年までに全廃することになっており、また、H F Cは二酸化炭素の百数十倍から数万倍もの温室効果があることから、京都議定書で排出削減の対象になっている。

太陽光発電

太陽電池に太陽光が照射されることで電気が発生する発電システム。クリーンで無尽蔵なエネルギーであることから、地球温暖化対策の一つとして導入されている。

立山黒部ジオパーク

平成26年(2014)に日本ジオパークに認定された、魚津市を含む富山市以東の9市町村と富山湾をエリアとするジオパークのこと。特徴の一つとして、「ダイナミックな水循環」が挙げられており、この中には、氷河、多雪、急流河川、湧水群、埋没林、海底林などの資源が含まれている。

地下水涵養

雨水・河川水等が地下浸透して帯水層に水が供給されること。近年は、市街地の表面がアスファルトやコンクリートに覆われて雨水が地下に染み込まず、そのまま海へ流出してしまうため、地下水が減少傾向にあり、地下水を増加させる重要な手段となっている。

地球温暖化

人間活動の拡大により二酸化炭素等の温室効果ガスの濃度が増加し、地表の温度が上昇すること。その結果、海面上昇や異常気象の頻発等、人間や生態系に大きな影響を与えることが危惧されている。

地球温暖化防止魚津市役所実行計画

地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、市役所の事務・事業に関し、温室効果ガス排出量の削減に向けた措置を進める魚津市の計画。温室効果ガス総排出量を5年計画で目標年までに、5%削減することを目標としている。

治山事業

地滑り等山地に起因する災害の防止や水源の涵養、住民の生活環境の保全のために、植林等により森林を維持造成すること。

窒素酸化物(NO_x)

大気汚染物質である一酸化窒素、二酸化窒素を含む窒素の酸化物の総称。石油、石炭等の燃焼に伴って発生し、工場、ビル、自動車、家庭等から排出され、光化学オキシダントや酸性雨の原因にもなり、温室効果を持つものもある。

地熱発電

自然が有する地下の熱水や高温蒸気等の熱源を利用し、発電する方法。

中山間地域

平野の外縁部から山間地までのこと。魚津市には、法指定地域として、鹿熊、鉢、小菅沼、池谷、北山、坪野、稗島、室田、金山谷、島尻、大菅沼、前東城、奥東城、平沢、東蔵、黒谷・山女の16集落、特認地域として、下椿、舩方、大海寺野、大海寺新、日尾、御影、大沢、黒沢の7集落がある。

低公害車

ガソリン車やディーゼル車に比べて窒素酸化物や粒子状物質の排出が少ない自動車のこと。電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車のほか、エンジンと電気モーターを組み合わせたハイブリッド車、一定基準を満たした低燃費・低排出認定車等が含まれる。

低騒音型・低振動型建設機械

建設工事現場周辺的生活環境を保全し、工事を円滑に施工するため、騒音・振動を抑制した建設機械のこと。国土交通省が「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規程」に基づき型式指定を行っている。

低炭素社会

地球温暖化の原因となる化石燃料の消費等による温室効果ガスの排出を大幅に削減し、自然が吸収できる量以内に低く抑えた社会。

低燃費車

省エネ法に基づき定められた「トップランナー基準」と呼ばれる燃費基準を早期に達成している自動車。

低排出ガス車

「低排出ガス車認定実施要領」に基づき、排出ガス基準よりも排出ガスを低減させた自動車。

テトラクロロエチレン(C₂Cl₄)

塩素を含む有機化合物で、水よりも重く、揮発性が高い無色の液体物質。引火性が低く、容易に油を溶かしてしまう特長があり、ドライクリーニングの溶剤として、また精密機器や部品の加工段階で用いた油の除去等に使用されてきた。1980年代に、この物質をはじめとする有機塩素系溶剤による地下水汚染等の環境汚染が社会問題となったことから、「化審法(化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律)」で第二種特定化学物質に指定されている。また、水質や大気等の環境基準の対象となっており、排水規制や、排出抑制基準が設定され、有害大気汚染物質の優先取組物質に指定されており、使用の削減が進められている。

典型7公害

大気汚染、水質汚濁、騒音、悪臭、振動、土壌汚染、地盤沈下の7つの公害のこと。

毒性等量(TEQ: Toxicity Equivalency Quantity)

ダイオキシン類の毒性を、毒性の一番強い四塩化ジベンゾダイオキシンに換算して評価するときの単位。

特定空家

魚津市空家等対策の推進に関する条例第2条により、周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切とされている空家。①そのまま放置した場合、倒壊等のおそれのある空家、②害虫の発生や雑草の繁茂等により、著しく衛生上有害になるおそれがある空家、③適切な管理が行われておらず、著しく景観を損なっている空家等がこれにあたる。

特定施設

人の健康や生活環境に影響を与えるおそれがあると、公害関係法令等に指定されている施設のこと。設置する際には、都道府県知事や市町村長への事前届出が必要となる。

とやまエコ・ストア制度

環境への負荷低減に取り組む県内の店舗等を、県がエコ・ストアとして登録し、登録された店舗等を県民が協力・支援する制度。登録には、レジ袋削減、資源物の店頭回収、低炭素化といった項目から1項目以上と、照明のLED化等の自由項目についての取り組みが必要とされている。



富山県リサイクル認定
シンボルマーク

富山県リサイクル認定制度

富山県が実施している廃棄物を利用したリサイクル製品や、廃棄物の減量化・リサイクル等に積極的に取り組む事業所を認定する制度。認定された事業所は、シンボルマークを表示・利用すること等ができる。

な行

ナチュラルリスト

野外における生物やその他の自然物に強い関心を抱き、それを愛好し、研究しようとする人々のこと。

二酸化硫黄(SO₂)

硫黄酸化物(SO_x)の一つで、石油や石炭等、硫黄分を含む燃料等を燃焼させることにより生じる物質。腐敗した卵に似た刺激臭があり、呼吸器系へ悪影響を及ぼす。酸性雨の原因として、また、四日市ぜんそくの原因物質として知られている。

二酸化炭素(CO₂)

石炭や石油、天然ガス、木材等の炭素分を含む燃料を燃やすことで発生する物質。温室効果ガスの一つで、地球の平均気温を15℃前後に保つ役割を果たしてきたが、化石燃料の燃焼や吸収源である森林の減少により年々増加し、地球温暖化の最大の原因物質となっている。

二酸化窒素(NO₂)

窒素酸化物(NO_x)の一つで、石油や石炭等、窒素分を含む燃料等の燃焼により生じた一酸化窒素(NO)が、大気中の酸素と結びつくことで、生成される物質。工場や自動車から排出されるものが多く、呼吸器系に悪影響を与えるとともに光化学オキシダントや酸性雨の原因物質の一つとなっている。

日本ジオパーク

日本ジオパーク委員会(JGC)が、日本ジオパークネットワーク(JGN)への加盟を認定したジオパークのこと。平成26年(2014)には、立山黒部ジオパークが認定されている。

燃料電池

水素と酸素の化学的な結合反応で生じたエネルギーで電力を発生させる装置。

農業集落排水施設

農村世帯から出る汚水进行处理するために、住民の総意より、数集落を一単位として整備された汚水処理施設のこと。

ノーマイカー

大気汚染抑制、交通事故軽減、交通渋滞緩和等を目的とし、自家用車の利用を控え、電車やバス等の公共交通機関を利用すること。

ば行

パークアンドライド

乗ってきた自動車を駅やバス停周辺の駐車場に止め、電車やバス等の公共交通機関で目的地に向かうこと。乗ってきた自動車を使用する時間が減るため環境にやさしく、交通渋滞が緩和につながる等のメリットがある。

ばい煙

燃焼に伴い発生する硫黄酸化物やばいじん、有害物質の総称。物の燃焼や合成、分解等に伴って発生するカドミウムや塩素、ふっ素、鉛、窒素酸化物等がある。

バイオディーゼル燃料(BDF: Bio Diesel Fuel)

菜種油・ひまわり油・大豆油・コーン油等の植物由来の油や、天ぷら油等の廃食用油を原油として生まれる軽油代替燃料のこと。バイオマスエネルギーのひとつで、硫黄酸化物や黒煙の排出が少ないという特長がある。

バイオマス

木材、海草、生ごみ、紙、動物の糞尿、プランクトン等の有機物等、再生可能な生物由来の有機資源のこと。これらを燃焼しての発電、アルコール発酵、メタン発酵等による燃料化、ユーカリ等の炭化水素を含む植物からの石油成分の抽出等により、化石燃料に代わるエネルギー源として利用が可能になる。この利活用増進を目指して平成14年(2002)にバイオマス・ニッポン総合戦略が策定されている。

ハイブリッド自動車

従来のガソリンエンジンと電気モーターを組み合わせた車のこと。走行状況に応じてガソリンエンジンと電気モーターを作動させるため、通常ガソリンエンジンよりも燃費効率がよく、また有害な排気ガスの排出を抑制することができる。

パリ協定

平成27年(2015)11月に開催された気候変動枠組み条約第21回締約国会議(COP21)で採択された協定。気温上昇を産業革命前に比べて2度未満に抑えるよう努力すること、世界全体の温室効果ガスの排出量をできるだけ早く減少に転じさせ、今世紀後半には実質的にゼロにするよう削減に取り組むこと等が盛り込まれている。京都議定書以来18年ぶりの国際的な枠組みであり、途上国を含むすべての国が協調して削減に取り組む初めての枠組みとなった。

微小粒子状物質 → 「PM2.5」へ

砒素(As)

農薬や殺虫剤・殺鼠剤等に用いられる物質。純度の高い砒素金属は半導体の原料にもなるが、健康に有害であるため、水質汚濁防止法上の有害物質に指定されており、排水基準が定められている。

非特定営利法人(NPO: Non Profit Organization)

行政や営利企業では十分に対応できない環境や福祉等の問題について、市民が自主的に行う非営利の活動団体のこと。

浮遊物質(SS: Suspended Solid)

水中に浮遊する水に溶けない2mm以下の粒子状物質のこと。水の濁りの原因となるもので、量が増えると魚類のエラをふさいでへい死させ、また、日光の透過を妨げることによって、水生植物の光合成を妨害する等の有害作用がある。また、この粒子が有機性の場合、河床等に堆積し腐敗するため、底質を悪化させることもある。

浮遊粒子状物質(SPM: Suspended Particulate Matter)

大気中に浮遊する粒子状の物質のうち、粒径が0.01mm以下の物質のこと。工場の稼働や自動車の走行等に伴い発生するほか、火山、森林火災、風による巻き上げ等の自然現象によるものもある。大気中に長期間滞留すると、肺や気管等に沈着する等して、呼吸器に影響を及ぼすおそれがある。

フロン回収破壊法

オゾン層破壊物質の生産量や消費量の削減・全廃を進めることを決めたモントリオール議定書の達成のために、平成13年(2001)に制定された法律。フロン使用機器の廃棄により、フロン類が大気中に放出されないような対策を確実に進めることが盛り込まれている。

フロン類

炭化水素に塩素やフッ素が結合した人工化合物の総称。冷蔵庫・エアコンの冷媒、洗浄剤や断熱材等に広く用いられていたが、オゾン層を破壊することが分かり、全廃が決定された。

ま行

マイクロメートル
μ m

100万分の1メートルを意味する単位。浮遊粒子状物質(SPM)等微小な物質の大きさを表す

際に使われる。

マイバッグ →エコバッグ

水循環

山岳地帯等に降り注いだ雨や雪等の水が、河川水や地下水、海底湧水となり、海に流れ込み、海面から蒸発し、再び雨や雪となり山岳地帯に降り注ぐという水の循環のこと。近年、産業や生活用水としての水の需要が増大する一方、森林の荒廃等により水環境保全機能が低下する等、この循環が阻害されるケースがあり、保全・回復対策が必要とされている。

水循環基本計画

平成27年(2015)7月に策定された、水循環に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図ることを目的とした計画。水循環基本法に基づいた計画で、渇水や水害に対処するため、河川、湖沼等の流域ごとに、国や自治体、企業等で構成する流域水循環協議会を設置し、流域水循環計画を策定すること等が盛り込まれている。

水循環基本法

平成26年(2014)4月に制定された、水循環に関する施策を総合的かつ一体的に推進することを目的とした法律。水循環についての基本理念を定め、国、地方公共団体、事業者及び国民の責務を明らかにするとともに、毎年8月1日を「水の日」と定めている。

メタン(CH₄)

天然ガスの主成分で、酸素がほとんどない状態で有機物が腐敗や発酵するときに生じる物質。主に有機性廃棄物の最終処分場や沼沢の底、家畜の糞尿、下水汚泥の分解過程等から発生する。単位量あたりの温室効果は二酸化炭素の20倍あり、温室効果ガスの原因として約6割を占める二酸化炭素に次いで、約2割を占めている。

木質ペレット

おがくずや木くず、製材廃材等を破碎し、圧力を加えて直径6～8mm程度の円筒状に成形固化し、取扱いや輸送性を高めた燃料のこと。

や行

有害化学物質

人の健康や動植物の生息・生育に有害な作用を及ぼす化学物質の一般的な総称。大気汚染防止法、水質汚濁防止法、化学物質審査規制法、ダイオキシン類対策特別措置法等でも指定されている。

溶存酸素 (DO : Dissolved Oxygen)

水に溶けている酸素の量のこと。河川等の水に含まれる有機物等の汚濁物質を分解するために微生物が酸素を大量に消費すると、魚介類等他の生物の呼吸に影響を及ぼすようになり、この値が2mg/ℓ以下になると、有機物の嫌気性分解が起こり、メタン等の有害ガスが発生し、水質は著しく悪化する。

ら行

リサイクル

廃棄物等を再利用すること。原材料として再利用する再生利用(再資源化)と、焼却して熱エネルギーを回収するサーマルリサイクル(熱回収)がある。

リターナブル瓶

ビール瓶をはじめ、酒類やソフトドリンク等の飲料を入れる容器のうち、飲み終わった後に回収・洗浄して再利用できる瓶のこと。これ以外の瓶や缶のリサイクルは、いったん溶かしてもう一度つくり直す必要があるが、洗浄すれば再利用できるため、製造時の原料やコストを節約できるとともに、容器ごみの減量化にもつながっている。

リデュース

廃棄物の発生自体を抑制すること。事業者においては、原材料の効率的利用、使い捨て製品の製造・販売等の自粛、製品の長寿命化等、製品の設計から販売に至るすべての段階でこの取組みが求められている。消費者は、使い捨て製品や不要物を購入しない、過剰包装の拒否、良い品を長く使う、食べ残しを出さない等、日常生活全般にわたる取組みが必要とされている。

リユース

リターナブル瓶のように、いったん使用された製品や部品、容器等を再使用すること。

レッドデータブック

絶滅の恐れのある野生生物の情報を取りまとめた冊子。

C

COP 2 1 (Conference of the Parties 21) → 「気候変動枠組条約第21回締約国会議」へ

E

EMS (Environmental Management System) → 「環境マネジメントシステム」へ

ESD (Education for Sustainable Development) → 「持続可能なための教育」へ

I

ISO 14001

国際標準化機構(I S O)によって制定された環境マネジメントに関する国際的な標準規格のこと。企業等が製品の製造やサービスの提供等、自社の活動による環境への負荷を最小限にするように構築した環境マネジメントシステムを審査機関の審査を経て、国際規格として認証・登録する。

N

NPO(Non Profit Organization) → 「非特定営利法人」へ

P

ピコグラム
p g

ダイオキシン類等、微量な化学物質の重量を表す際に使われる、1兆分の1グラムを意味する単位。

ピーエッチ (ペーハー)
p H → 「水素イオン濃度指数」へ

PM2.5(Particulate Matter2.5 微小粒子状物質)

大気中に浮遊する粒子状の物質のうち、直径が $2.5\mu\text{m}^*$ (マイクロメートル、 $1\mu\text{m}=0.001\text{mm}$)以下の粒子のこと。粒子の大きさが髪の毛の太さの30分の1と非常に小さいため、肺の奥深くまで入りやすく、ぜん息や気管支炎等の呼吸器系や、循環器系への影響が懸念されている。

ピーピーエム
p p m

物質の濃度や含有率を表す際に使われる、100万分の1を意味する単位。



出典：USEPA資料